

玉名市地域防災計画 資料編

(水防計画)

令和4年5月 玉名市防災会議

資料1	災害の状況	1
資料2	消防機構	6
資料3	消防力	7
資料4	消防庁舎	9
資料5	消防団	10
資料6	火災危険地域	11
資料7	防火対象物	12
資料8	危険物製造、貯蔵等現況	13
資料9	防火水槽及び水利	14
資料10	簡易無線一覧	15
資料11	玉名市防災行政無線（同報系）	16
資料12	災害速報	17
資料13	被害状況報告（速報・確定）	18
資料14	り災証明書	26
資料15	被災証明書	28
資料16	交通規制	29
資料17	災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）等の状況	30
資料18	菊池川等浸水想定区域図	32
資料19	菊池川水系浸水想定区域内の要配慮者利用施設	34
資料20	避難所一覧	36
資料21	土砂災害警戒区域等	38
資料22	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	46
資料23	有明広域行政事務組合（消防部門）火災出動計画表	47
資料24	人員車両関係	48
資料25	有明広域事務組合消防施設機械関係	49
資料28	震度観測施設一覧	50
資料29	玉名市安心メール	50
資料30	火災気象通報及び火災警報の伝達系統図	51
資料31	重要物流道路及び代替・補完路（熊本県）	52
資料32	市における重要水防箇所	53

資料 3 3	熊本県水防情報システム観測局配置図.....	62
資料 3 4	水防活動状況報告書.....	64
資料 3 5	予報文例（菊池川）.....	66
資料 3 6	災害時協定書.....	68

資料1 災害の状況

発生日	災害種別	場所	被害額	
H18.6.24～7.7	大雨（水害）	市内全域	公営住宅	1,690 千円
			都市施設	2,288 千円
			公共土木施設	105,244 千円
			農作物等	12,906 千円
			農地等	26,202 千円
			計	148,330 千円
H18.7.19～7.24	大雨（水害）	市内全域	都市施設	4,871 千円
			公共土木施設	46,675 千円
			農作物等	6,140 千円
			農業施設	2,053 千円
			農地等	26,202 千円
			林道施設	6,342 千円
			計	92,283 千円
H18.9.17	台風（風害）	市内全域	公営住宅	3,560 千円
			福祉施設	599 千円
			公共土木施設	1,236 千円
			農作物等	380,689 千円
			農業施設	700 千円
			観光施設	633 千円
			衛生施設	171 千円
			公立文教施設	5,192 千円
			社会教育施設	147 千円
			計	392,927 千円
H18.1～12	火災	市内全域	計(43 件)	37,242 千円
H19.7.7	大雨（水害）	旧玉名市内	公共土木施設	8,545 千円
H19.1～12	火災	市内全域	計(29 件)	65,660 千円
H20.5.28	大雨（水害）	月田区外	農地等	2,940 千円
H20.1～12	火災	市内全域	計(34 件)	85,791 千円
H21.6.29～7.1	大雨（水害）	市内全域	農業施設	8,018 千円
			河川	2,058 千円
			道路	5,996 千円
			公園等	436 千円
			計	16,508 千円

発生日	災害種別	場所	被害額	
H21.7.24～7.27	大雨（水害）	市内全域	農業施設	8,042 千円
H21.1～12	火災	市内全域	計(40 件)	27,783 千円
H22.5.22～5.24	大雨（水害）	旧玉名市内	道路	5,927 千円
H22.7.11～7.15	大雨（水害）	旧玉名市内	農業地等	2,532 千円
H22.12.28	暴風（風害）	旧横島町内	福祉施設	384 千円
H22.1～12	火災	市内全域	計(36 件)	80,952 千円
H23.6.10～6.13	大雨（水害）	市内全域	農作物等	24,180 千円
			農地等	7,200 千円
			都市施設	178,500 千円
			河川	9,014 千円
			道路	6,047 千円
			計	224,941 千円
H23.6.20～6.20	大雨（水害）	市内全域	河川	2,719 千円
			道路	719 千円
			計	3,438 千円
H23.7.4～7.7 (九州北部豪雨)	大雨（水害）	旧玉名市	林道施設	12,379 千円
H23.1～12	火災	市内全域	計(45 件)	141,628 千円
H24.6.16	大雨（水害）		河川	2,237 千円
			道路	2,849 千円
			計	5,086 千円
H24.6.23～6.25	大雨（水害）		河川	6,266 千円
			農業施設	3,370 千円
			計	9,636 千円
H24.7.12	大雨（水害）		河川	14,700 千円
			道路	3,637 千円
			公園等	4,388 千円
			農業用施設	3,744 千円
			林道施設	1,124 千円
			農作物等	5,120 千円
			計	32,713 千円

発生日	災害種別	場所	被害額	
H24.1～12	火災	市内全域	計(41件)	43,584 千円
H25.8.4	豪雨 (水害)	旧玉名市	河川	1,100 千円
H25.1～12	火災	市内全域	計(52件)	28,475 千円
H26.7.3	大雨 (水害)		河川(1箇所)	1,652 千円
			農業用施設(6箇所)	1,927 千円
			計(7箇所)	3,579 千円
H26.7.7	大雨 (水害)		河川(4箇所)	11,793 千円
			道路(3箇所)	5,572 千円
			農業用施設(17箇所)	3,501 千円
			計(24箇所)	20,866 千円
H26.8.5	大雨 (水害)		農業用施設(3箇所)	809 千円
H26.1～12	火災	市内全域	計(26件)	8,220 千円
H27.6.11	大雨 (水害)		道路(27箇所)	6,934 千円
			農地等(5箇所)	600 千円
			計	7,534 千円
H27.7.1	大雨 (水害)		道路(50箇所)	17,790 千円
			農業施設(11箇所)	1,606 千円
			計	19,396 千円
H27.8.25	台風 (風害)	市内全域	児童福祉施設(14箇所)	698 千円
			観光施設(7箇所)	2,534 千円
			河川(5箇所)	14,443 千円
			道路(116箇所)	19,600 千円
			公園等(21箇所)	6,320 千円
			農業用施設(16箇所)	4,822 千円
			社会教育施設(1箇所)	72 千円
			文化財(1箇所)	797 千円
			計	49,286 千円
H27.1～12	火災	市内全域	計(41件)	34,908 千円
H28.1.23	大雪	市内全域	農作物等(14.0ha)	4,474 千円
			水道(100件)	— 千円
			計	4,474 千円

発生日	災害種別	場所	被害額	
H28.4.14	熊本地震	市内全域	住家被害(1,618棟)※	— 千円
			全壊(11棟)	— 千円
			大規模半壊(12棟)	— 千円
			半壊(80棟)	— 千円
			一部損壊(1,515棟)	— 千円
			福祉施設(6箇所)	939 千円
			衛生施設(5箇所)	4,759 千円
			商業(218箇所)	— 千円
			工業(17箇所)	— 千円
			農作物等(0.6ha)	4,474 千円
			農業施設(152箇所)	376,865 千円
			農地(21.5ha)	26,295 千円
			農業用施設(89箇所)	38,029 千円
			水産業関係被害(3箇所)	2,833 千円
			公共土木施設(10箇所)	20,220 千円
			公営住宅(57箇所)	5,471 千円
			公営企業関係施設(3箇所)	9,700 千円
公立学校施設(22施設)	23,568 千円			
社会教育施設(13箇所)	93,778 千円			

※ H28.4.14 熊本地震の住家被害については、H29.5.2 現在の被害報告に基づくものです。

H28.4.14	熊本地震	市内全域	文化財(6箇所)	47,666 千円
			計	654,597 千円
H28.6.19	大雨(水害)	市内全域	衛生施設(1箇所)	173 千円
			農業用施設(70箇所)	18,123 千円
			林業関係被害(4箇所)	2,906 千円
			水産業関係被害(4箇所)	5,480 千円
			公共土木施設(25箇所)	42,829 千円
			社会教育施設(1箇所)	37 千円
			計	69,548 千円
H28.7.6	大雨(水害)	市内全域	農業用施設(1箇所)	46 千円
H28.9.3	台風	市内全域	農作物等(12.0ha)	6,000 千円
H28.9.19	台風	市内全域	農業用施設(2箇所)	2,310 千円
H28.10.8	大雨	市内全域	農業用施設(7箇所)	1,268 千円
H28.1~12	火災	市内全域	計(26件)	26,848 千円
H29.1~12	火災	市内全域	計(34件)	15,872 千円
H30.1~12	大雨(梅雨前線)	市内全域	農林水産施設(95箇所)	64,100 千円

H30.1～12	大雨(梅雨前線)	市内全域	公共土木施設(101箇所)	117,045 千円
H31.1～R1.12	大雨(梅雨前線)	市内全域	農林水産施設(23箇所)	14,321 千円
H31.1～R1.12	大雨(梅雨前線)	市内全域	公共土木施設(63箇所)	37,582 千円
R1.9.22	大風17号	市内全域	公共土木施設(18箇所)	4,742 千円
R1.9.22	大風17号	市内全域	文教施設(11箇所)	12,183 千円
R2.7.6～7.9	令和2年7月豪雨	市内全域	農林水産施設(160箇所)	88,138 千円
R2.7.6～7.9	令和2年7月豪雨	市内全域	公共土木施設(151箇所)	152,148 千円
R2.7.6～7.9	令和2年7月豪雨	市内全域	文教施設(4箇所)	9,821 千円
R2.8.11～8.19	8月豪雨	市内全域	農林水産施設(54箇所)	28,923 千円
R2.8.11～8.19	8月豪雨	市内全域	公共土木施設(60箇所)	52,870 千円
R2.8.11～8.19	8月豪雨	市内全域	文教施設(4箇所)	6,031 千円

資料3 消防力

(令和4年4月1日現在)

区分		基準	現有	過・不足△	充足率%
署所数		9	9	0	100.0
消防職員	警防要員	202	※180(187)	△22	89.1
	予防要員	35	※11(20)	△24	31.4
	通信員	12	12	0	100.0
	庶務の処理等の人員	*20	19	△1	95.0
	計	269	217	△52	80.7
ポンプ車	実動車	11	11	0	100.0
	予備車	2	2	0	100.0
	計	13	13	0	100.0
特殊車	指揮車	2	2	0	100.0
	はしご車	2	2	0	100.0
	化学車	1	1	0	100.0
	水槽車	1	1	0	100.0
	救助工作車	2	2	0	100.0
	計	8	8	0	100.0
救急車	実動車	10	10	0	100.0
	予備車	2	2	0	100.0
	計	12	12	0	100.0

展示

※ 予備要員:()内は警防要員と兼務した総予防要員を示す

* 他の欄に含まれない人員についてはこの欄で計上

(令和4年4月1日現在)

玉名市消防団				
分団名	分団人員	動力ポンプ 付積載車	可搬動力 ポンプ	分団の構成区域
本 部	20			
第1分団	203	14	4	玉名中学校の校区域
第2分団	203	15	2	大浜小学校、豊水小学校、 玉南中学校の校区域
第3分団	210	16	3	玉陵中学校の校区域
第4分団	69	5		大野小学校の校区域
第5分団	104	7		高道小学校の校区域
第6分団	93	6		鍋小学校の校区域
第7分団	92	5		睦合小学校の校区域
第8分団	185	9	12	横島小学校の校区域
第9分団	140	8		小天東小学校、小天小学校の校区域
第10分団	119	5		玉水小学校の校区域
計	1,438	90	21	

有明広域行政事務組合 消防本部・玉名消防署(天水分署を含む。)

(令和3年4月1日現在)

内訳		備考	
人員	103名	広報車	1台
消防自動車	4台	連絡車等	5台
救助工作車	1台	輸送車	1台
梯子自動車	1台	救急自動車(予備車)	1台
水槽車	1台	支援車	1台
高規格救急車	3台	消防車(予備車)	1台

資料4 消防庁舎

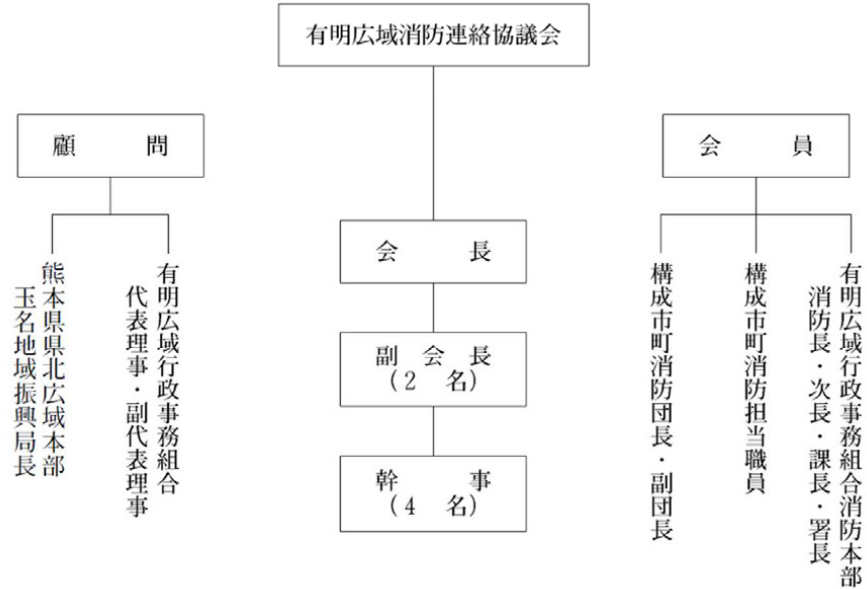
消防庁舎の現況

(令和4年4月1日現在)

	所在地	構造	面積
消防本部	〒865-0065 玉名市築地309番地1 TEL 0968-71-0119 FAX 0968-74-0030	鉄筋コンクリート造 3階建	建面積 2,127.15 m ²
			延面積 3,919.55 m ²
ありあけ防災館 (消防本部庁舎内)	TEL 0968-74-0119 FAX 0968-73-8446		
荒尾消防署	〒864-0004 荒尾市宮内字松ヶ浦1027番地9 TEL 0968-63-1121 FAX 0968-63-1120	鉄筋コンクリート造 3階建	建面積 1,764.37 m ²
			延面積 3,128.10 m ²
緑丘庁舎	〒864-0015 荒尾市平山字皮籠田2270番地 TEL 0968-66-0072 FAX 0968-66-0108	補強コンクリートブロック造 平屋建	建面積 176.0025 m ²
南関分署	〒861-0803 玉名郡南関町 大字関町8番地1 TEL 0968-53-0309 FAX 0968-53-0315	鉄筋コンクリート造 2階建	建面積 422.6 m ²
			延面積 567.72 m ²
長洲分署	〒869-0105 玉名郡長洲町 大字清源寺415番地1 TEL 0968-78-0415 FAX 0968-78-0185	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階	建面積 498.33 m ²
			延面積 511.2 m ²
玉名消防署 (消防本部庁舎内)	〒865-0065 玉名市築地309番地1 TEL 0968-73-7117 FAX 0968-73-7118		
天水分署	〒861-5403 玉名市天水町部田見1815番地1 TEL 0968-82-2495 FAX 0968-82-3242	鉄筋コンクリート造 2階建	建面積 228 m ²
			延面積 368 m ²
和水菊水分署	〒865-0126 玉名郡和水町前原269番地1 TEL 0968-86-2207 FAX 0968-86-2213	鉄筋コンクリート造 平屋建	建面積 200.475 m ²
		木造モルタル 平屋建(会議室)	延面積 38.88 m ²
玉東分署	〒869-0311 玉名郡玉東町 大字二俣字鍛冶場101番地 TEL 0968-85-3519 FAX 0968-85-3567	鉄骨造 平屋建	建面積 241.2 m ²
和水三加和分署	〒869-0913 玉名郡和水町板楠1740番地3 TEL 0968-34-2600 FAX 0968-34-2617	鉄骨ブロック造 平屋建	建面積 242.77 m ²

資料5 消防団

1. 有明広域消防連絡協議会の組織



2. 市町別消防団員数調

市 町 名	定 数	実 数		
		男性	女性	合計
荒 尾 市	650 人	501 人	11 人	512 人
玉 名 市	1,694 人	1,424 人※	14 人※	1,438 人※
玉 東 町	240 人	215 人	13 人	228 人
南 関 町	500 人	454 人	11 人	465 人
長 洲 町	460 人	426 人	22 人	448 人
和 水 町	580 人	484 人	14 人	498 人
計	4,124 人	3,567 人	82 人	3,649 人

※ 令和2年4月1日現在

資料6 火災危険地域

特殊地域

地区名	区域面積	危険物製造 所等の有無	水利の状況	
高瀬地区1 (地図①)	15.054 ha	無	消火栓 防火水槽	13 2
高瀬地区2 (地図②)	1.127 ha	無	消火栓	2
駅通り周辺 (地図③)	6.183 ha	無	消火栓 防火水槽	10 1

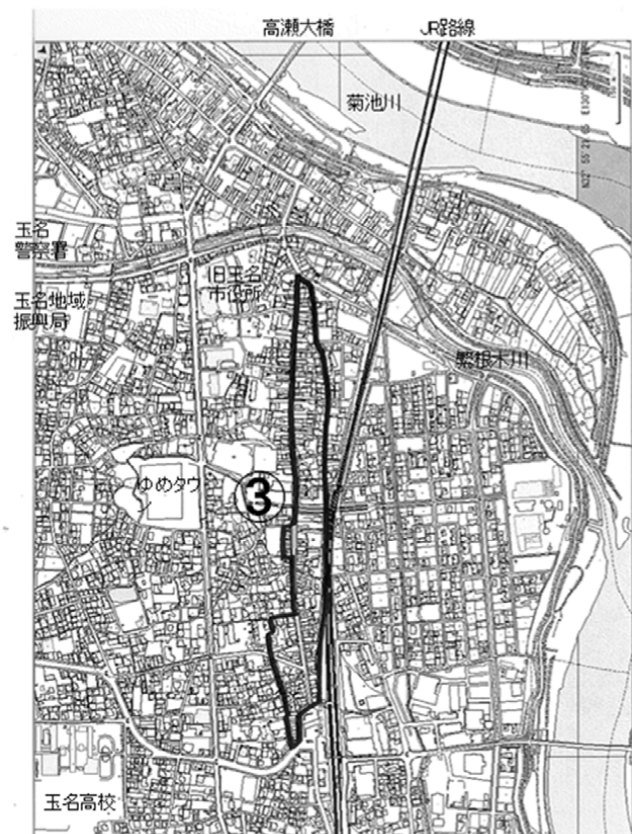
特殊地域指定基準

市街地(消防力の整備指針に定めるものをいう)で、次に該当する地域

- 1 消防力の投入に多くの時間を要する地域
- 2 消防水利過少の地域
- 3 第1出場の消防隊では延焼防止が困難と認められる地域

※ 市街地(消防力の整備指針 第2条の第1項)

建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率が概ね10%以上の街区の連続した区域又は二以上の準市街地が相互に近接している区域であって、その区域内の人口が10,000人以上のもの。



資料7 防火対象物

			(令和4年4月1日現在)
		防火対象物数(棟)	防火管理者を必要とする対象物
1	劇場、映画館	2	1
	公会堂、集会場等	20	17
2	キャバレー、ナイトクラブ	0	0
	遊戯場、ダンスホール	9	5
	カラオケボックス	1	1
3	待合、料理店	2	1
	飲食店	113	70
4	百貨店、マーケット	138	91
5	旅館、ホテル、宿泊所	36	18
	寄宿舍、下宿、共同住宅	560	36
6	病院、診療所	73	35
	養老施設、児童施設	173	111
	幼稚園等	5	3
7	小学校、中学校、高等学校	150	32
8	図書館、博物館	4	3
9	公衆浴場	10	4
10	車輛の停車場	1	0
11	神社、寺院、教会	84	16
12	工場、作業場	300	14
13	自動車車庫、車場	48	0
14	倉庫	242	0
15	前各号に該当しない事業所	568	64
16	複合用途建物	302	81
17	文化財保護法による施設	0	0
18	アーケード(延長50m以上)	0	0
19	市町村長の指定する山林	0	0
20	自治省令で定める船車	0	0
合計		2841	603

資料8 危険物製造、貯蔵等現況

(令和4年4月1日)

製造所	貯蔵所								取扱所				総計
	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
	8	0	5	41	24	1	23	102	54	0	39	93	195

資料9 防火水槽及び水利

(令和4年4月1日現在)

水利種別	防火水槽	プール
数 (私設を含む)	基準外 (40 m ³ 未満) 145	28
	基準内 (40 m ³ 以上) 388	
	計 533	

防火水槽内訳

(令和4年4月1日現在)

45 m ² 以上	40 m ²	36 m ²	30 m ²	25 m ²	20 m ²	18 m ²	16 m ²	15 m ²	12 m ²	計	井戸式	井セキ式
17	371	3	4	3	19	5	8	101	2	535	1	0

(基準内)

(基準外)

消火栓

(令和4年4月1日現在)

区分	計	内容	
公設	923	玉名町 161	玉名 22
		築山 70	月瀬 17
		中 1	滑石 33
		石貫 22	大浜 67
		三ツ川 9	豊水 22
		伊倉 48	八嘉 54
		梅林 31	小田 16
		睦合 73	高道 69
		大野 67	鍋 63
		昭栄 1	天水 77
私設	1	凸版印刷 1	
合計	923		

資料 10 簡易無線一覧

設定内容	設定値	設定可能値
ユーザーコード	103	なし、1-611
グループ	以下参照	なし、1-10 ※複数選択可能
個別番号		なし、1-9999 ※複数選択不可

個別番号	所属グループ	配置予定先	個別番号	所属グループ	配置予定先	個別番号	所属グループ	配置予定先	個別番号	所属グループ	配置予定先	個別番号	所属グループ	配置予定先
1	6、7、8、9	団長	81	7	第4分団第1部長	161	6	第2分団	241	7	第6分団	321	4、10	水防地区責任者(横島)
2	6	副団長(玉名)	82	7	第4分団第2部長	162	6	第2分団	242	7	第6分団	322	5、10	水防地区責任者(天水)
3	7	副団長(岱明)	83	7	第4分団第3部長	163	6	第2分団	243	7	第6分団	323	5、10	水防地区責任者(天水)
4	8	副団長(横島)	84	7	第4分団第4部長	164	6	第2分団	244	7	第6分団	324	5、10	水防地区責任者(天水)
5	9	副団長(天水)	85	7	第4分団第5部長	165	6	第2分団	245	7	第6分団	325	1~10	防災安全課
6	6	第1分団長	86	7	第5分団第1部長	166	6	第2分団	246	7	第6分団	326	1~10	防災安全課
7	6	第2分団長	87	7	第5分団第2部長	167	6	第2分団	247	7	第6分団	327	1~10	防災安全課
8	6	第3分団長	88	7	第5分団第3部長	168	6	第2分団	248	7	第6分団	328	1~10	防災安全課
9	7	第4分団長	89	7	第5分団第4部長	169	6	第2分団	249	7	第6分団	329	1~10	防災安全課
10	7	第5分団長	90	7	第5分団第5部長	170	6	第2分団	250	7	第6分団	330	1~10	防災安全課
11	7	第6分団長	91	7	第5分団第6部長	171	6	第2分団	251	7	第7分団	331	1~10	防災安全課
12	7	第7分団長	92	7	第5分団第7部長	172	6	第2分団	252	7	第7分団	332	1~10	防災安全課
13	8	第8分団長	93	7	第6分団第1部長	173	6	第2分団	253	7	第7分団	333	1~10	防災安全課
14	9	第9分団長	94	7	第6分団第2部長	174	6	第2分団	254	7	第7分団	334	1~10	防災安全課
15	9	第10分団長	95	7	第6分団第3部長	175	6	第2分団	255	7	第7分団	335	3、7、10	岱明支所
16	6	第1分団副分団長	96	7	第6分団第4部長	176	6	第2分団	256	7	第7分団	336	4、8、10	横島支所
17	6	第2分団副分団長	97	7	第6分団第5部長	177	6	第2分団	257	7	第7分団	337	5、9、10	天水支所
18	6	第3分団副分団長	98	7	第6分団第6部長	178	6	第2分団	258	7	第7分団	338	1~10	建設管理課
19	6	第4分団副分団長	99	7	第7分団第1部長	179	6	第2分団	259	7	第7分団	339	1~10	建設管理課
20	6	第5分団副分団長	100	7	第7分団第2部長	180	6	第2分団	260	7	第7分団	340	1~10	建設管理課
21	6	第6分団副分団長	101	7	第7分団第3部長	181	6	第2分団	261	8	第8分団	341	1~10	建設管理課
22	6	第7分団副分団長	102	7	第7分団第4部長	182	6	第2分団	262	8	第8分団	342	1~10	建設管理課
23	6	第8分団副分団長	103	7	第7分団第5部長	183	6	第2分団	263	8	第8分団	343	1~10	予備
24	6	第9分団副分団長	104	8	第8分団第1部長	184	6	第3分団	264	8	第8分団	344	1~10	予備
25	6	第10分団副分団長	105	8	第8分団第2部長	185	6	第3分団	265	8	第8分団	345	1~10	予備
26	6	第1分団第1部長	106	8	第8分団第3部長	186	6	第3分団	266	8	第8分団	346	1~10	予備
27	6	第1分団第2部長	107	8	第8分団第4部長	187	6	第3分団	267	8	第8分団	347	1~10	予備
28	6	第1分団第3部長	108	8	第8分団第5部長	188	6	第3分団	268	8	第8分団	348	1~10	予備
29	7	第1分団第4部長	109	8	第8分団第6部長	189	6	第3分団	269	8	第8分団	349	1~10	予備
30	7	第1分団第5部長	110	8	第8分団第7部長	190	6	第3分団	270	8	第8分団	350	1~10	予備
31	7	第1分団第6部長	111	8	第8分団第8部長	191	6	第3分団	271	8	第8分団	351	1~10	予備
32	7	第1分団第7部長	112	8	第8分団第9部長	192	6	第3分団	272	8	第8分団	352	1~10	予備
33	8	第1分団第8部長	113	9	第9分団第1部長	193	6	第3分団	273	8	第8分団			
34	9	第1分団第9部長	114	9	第9分団第2部長	194	6	第3分団	274	8	第8分団			
35	9	第1分団第10部長	115	9	第9分団第3部長	195	6	第3分団	275	8	第8分団			
36	6	第2分団第1部長	116	9	第9分団第4部長	196	6	第3分団	276	8	第8分団			
37	6	第2分団第2部長	117	9	第9分団第5部長	197	6	第3分団	277	8	第8分団			
38	6	第2分団第3部長	118	9	第9分団第6部長	198	6	第3分団	278	8	第8分団			
39	6	第2分団第4部長	119	9	第9分団第7部長	199	6	第3分団	279	9	第9分団			
40	6	第2分団第5部長	120	9	第10分団第1部長	200	6	第3分団	280	9	第9分団			
41	6	第2分団第6部長	121	9	第10分団第2部長	201	6	第3分団	281	9	第9分団			
42	6	第2分団第7部長	122	9	第10分団第3部長	202	6	第3分団	282	9	第9分団			
43	6	第2分団第8部長	123	9	第10分団第4部長	203	6	第3分団	283	9	第9分団			
44	6	第2分団第9部長	124	9	第10分団第5部長	204	6	第3分団	284	9	第9分団			
45	6	第2分団第10部長	125	6	第1分団	205	6	第3分団	285	9	第9分団			
46	6	第2分団第11部長	126	6	第1分団	206	6	第3分団	286	9	第9分団			
47	6	第2分団第12部長	127	6	第1分団	207	6	第3分団	287	9	第9分団			
48	6	第2分団第13部長	128	6	第1分団	208	6	第3分団	288	9	第9分団			
49	6	第2分団第14部長	129	6	第1分団	209	6	第3分団	289	9	第9分団			
50	6	第2分団第15部長	130	6	第1分団	210	6	第3分団	290	9	第9分団			
51	6	第3分団第1部長	131	6	第1分団	211	6	第3分団	291	9	第9分団			
52	6	第3分団第2部長	132	6	第1分団	212	6	第3分団	292	9	第9分団			
53	6	第3分団第3部長	133	6	第1分団	213	6	第3分団	293	9	第10分団			
54	6	第3分団第4部長	134	6	第1分団	214	6	第3分団	294	9	第10分団			
55	6	第3分団第5部長	135	6	第1分団	215	7	第4分団	295	9	第10分団			
56	6	第3分団第6部長	136	6	第1分団	216	7	第4分団	296	9	第10分団			
57	6	第3分団第7部長	137	6	第1分団	217	7	第4分団	297	9	第10分団			
58	6	第3分団第8部長	138	6	第1分団	218	7	第4分団	298	9	第10分団			
59	6	第3分団第9部長	139	6	第1分団	219	7	第4分団	299	9	第10分団			
60	6	第3分団第10部長	140	6	第1分団	220	7	第4分団	300	9	第10分団			
61	6	第3分団第11部長	141	6	第1分団	221	7	第4分団	301	9	第10分団			
62	6	第3分団第12部長	142	6	第1分団	222	7	第4分団	302	9	第10分団			
63	6	第3分団第13部長	143	6	第1分団	223	7	第4分団	303	2、10	水防地区責任者(玉名)			
64	6	第3分団第14部長	144	6	第1分団	224	7	第4分団	304	2、10	水防地区責任者(玉名)			
65	6	第3分団第15部長	145	6	第1分団	225	7	第5分団	305	2、10	水防地区責任者(玉名)			
66	6	第4分団第1部長	146	6	第1分団	226	7	第5分団	306	2、10	水防地区責任者(玉名)			
67	6	第4分団第2部長	147	6	第1分団	227	7	第5分団	307	2、10	水防地区責任者(玉名)			
68	6	第4分団第3部長	148	6	第1分団	228	7	第5分団	308	2、10	水防地区責任者(玉名)			
69	6	第4分団第4部長	149	6	第1分団	229	7	第5分団	309	2、10	水防地区責任者(玉名)			
70	6	第4分団第5部長	150	6	第1分団	230	7	第5分団	310	2、10	水防地区責任者(玉名)			
71	6	第4分団第6部長	151	6	第1分団	231	7	第5分団	311	2、10	水防地区責任者(玉名)			
72	6	第4分団第7部長	152	6	第1分団	232	7	第5分団	312	2、10	水防地区責任者(玉名)			
73	6	第4分団第8部長	153	6	第2分団	233	7	第5分団	313	2、10	水防地区責任者(玉名)			
74	6	第4分団第9部長	154	6	第2分団	234	7	第5分団	314	2、10	水防地区責任者(玉名)			
75	6	第4分団第10部長	155	6	第2分団	235	7	第5分団	315	2、10	水防地区責任者(玉名)			
76	6	第4分団第11部長	156	6	第2分団	236	7	第5分団	316	3、10	水防地区責任者(岱明)			
77	6	第4分団第12部長	157	6	第2分団	237	7	第5分団	317	3、10	水防地区責任者(岱明)			
78	6	第4分団第13部長	158	6	第2分団	238	7	第5分団	318	3、10	水防地区責任者(岱明)			
79	6	第4分団第14部長	159	6	第2分団	239	7	第6分団	319	3、10	水防地区責任者(岱明)			
80	6	第4分団第15部長	160	6	第2分団	240	7	第6分団	320	4、10	水防地区責任者(横島)			

基地局	配置先
353	玉名市役所
354	岱明支所
355	横島支所
356	天水支所
357	桃田運動公園
358	中土東

グループ
1 玉名市全域
2 玉名地区
3 岱明地区
4 横島地区
5 天水地区
6 玉名消防団
7 岱明消防団
8 横島消防団
9 天水消防団
10 玉名市役所

資料 1 2 災害速報

様式第 1 号

災 害 情 報	
災 害 の 種 別	災 害 発 生 日 時
災 害 発 生 場 所	(グリッド番号)
発 信 機 関	受 信 機 関
発 信 者	受 信 者
発 信 時 刻	月 日 時 分
受 信 事 項	
処 理 事 項	
<p>(注意)</p> <p>災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等) 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の) 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避 	

資料 1 3 被害状況報告（速報・確定）

様式第 2

被害状況報告

市町村名 玉名市

災害名 ○月○日○○○○警報 報告者名:

被害報告なし

○月○日 ○時○分 現在

区分		市町村名	玉名市	摘要
1	人的被害	死者	人	【玉名市】
2		行方不明者	人	
3		重傷者	人	
4		軽傷者	人	
5		分類未確定	人	
6	住家被害	全壊	棟	
7			世帯	
8		人		
9		半壊	棟	
10			世帯	
11		人		
12		床上浸水	棟	
13			世帯	
14		人		
15		床下浸水	棟	
16	世帯			
17	人			
18	一部破損	棟		
19		世帯		
20	人			
21	分類未確定	棟		
22		世帯		
23	人			
24	非住家	公共建物	棟	
25	その他	棟		
26	分類未確定	棟		
27	り災世帯数	世帯		
28	り災者数	人		
29	災害警戒本部等設置日時			
30	災害警戒本部等廃止日時			
31	災害対策本部設置日時			
32	災害対策本部廃止日時			
33	消防職員出動延人数			
34	消防団出動延人数			

様式第 4

住 民 避 難 等 報 告 書

市町村名(担当者名)		
報告日・時間		

地区名	種別	原因	世帯数	人数	避難場所	避難、勧告等日時		帰宅、解除等日時	

※ 種別欄には、避難勧告(勧告)、避難指示(指示)、警戒区域設定(設定)、自主避難(自主)のいずれかを記載すること。
 解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載すればよいものとする。

様式第 5 号

災 害 年 報

地域振興局
市・町・村

災害名									計
発生年月日									
区分									
人的被害	死者		人						
	行方不明		人						
	負傷者	重症	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
住家等の被害額			千円						
県地方災害			設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
対策本部			解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人員									
消防団員出動延人員									

様式第6号

災害応急対策に要した経費に対する報告

1 対策本部等に要した経費

区分	金額	備考
旅費	千円	
時間外手当		
通信運搬費		
計		

2 消防団員の出勤に要した経費

区分	出 動 延 人 員				同左に要した経費		
	消防団	自衛隊	その他	計	出動手当	炊出し経費	計
	人	人	人	人	千円	千円	千円

3 器械及び資材器材等の借上に要した経費

区分 種別	数量	借上期間又は借上時間	金額	借上先名	備考

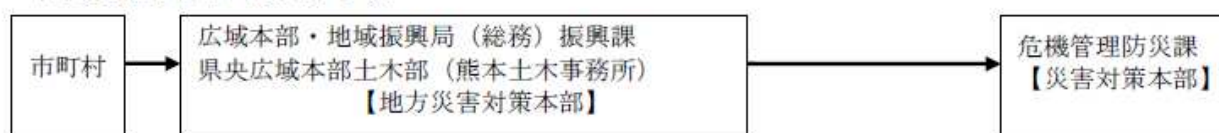
4 応急復旧のために使用した資材器材等の購入費

区分 種別	数量	単価	金額	購入先	備考
計					

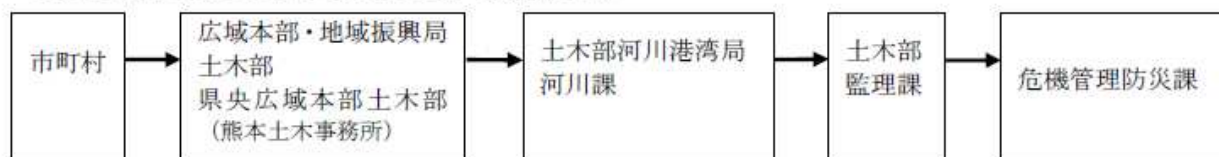
5 その他

区分 品名	見舞金品		その他	計	備考
	対象者数	金額			

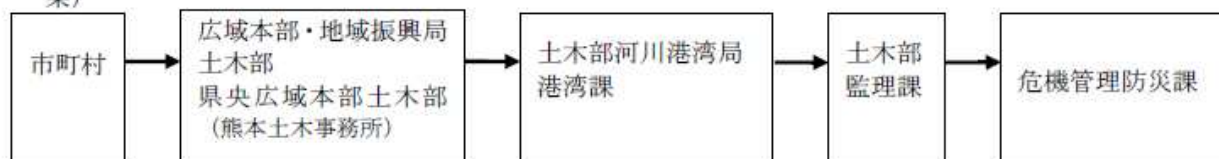
(1) 災害情報(様式第1号)、被害状況報告(速報)(様式第2号)、被害状況報告(確定)(様式第2号)、住民避難等報告(様式第4号)



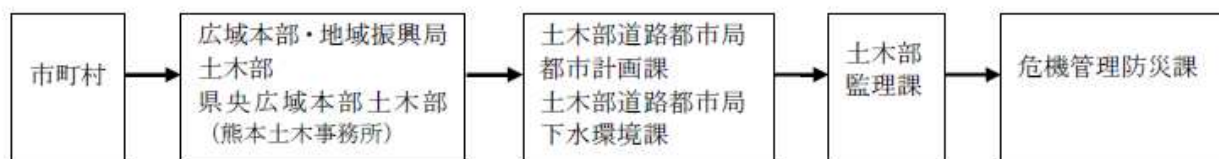
(2) 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋梁)関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



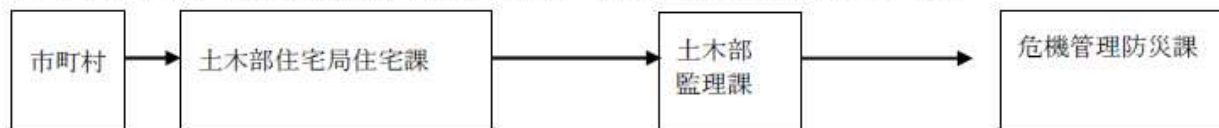
(3) 港湾関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



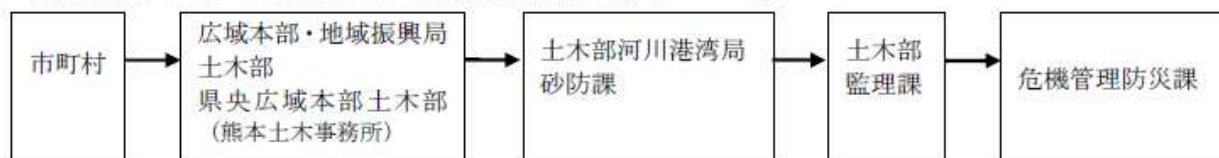
(4) 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)



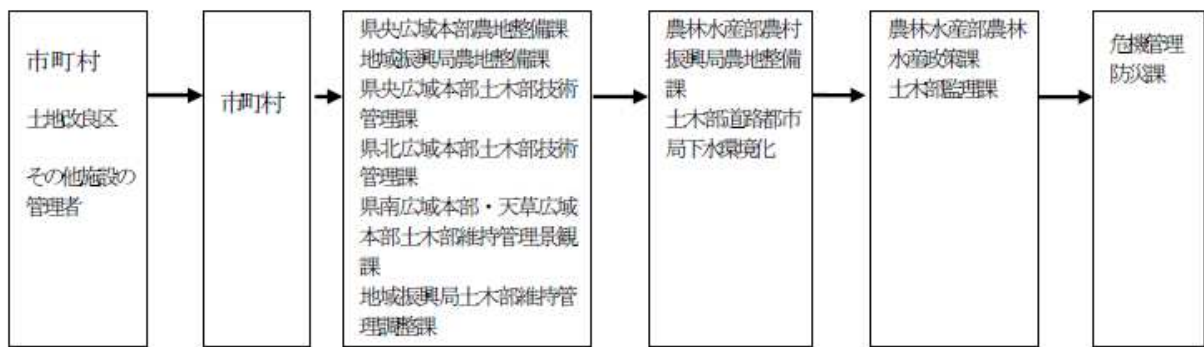
(5) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



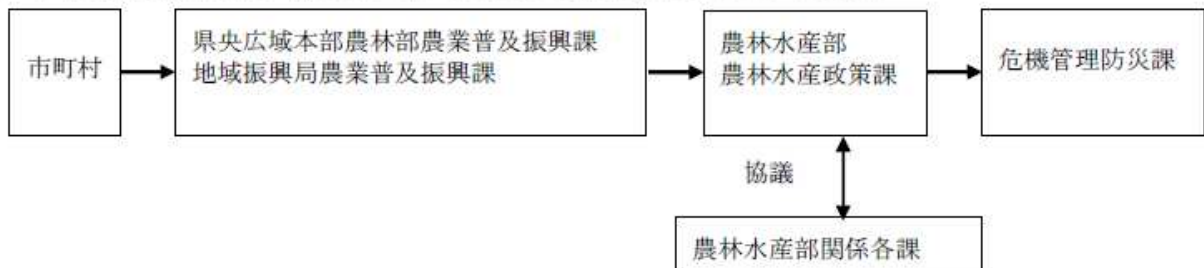
(6) 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)



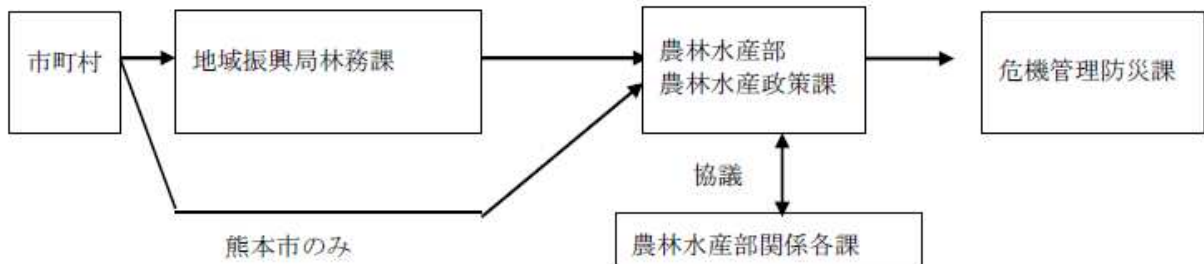
(7) 農地及び農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



(8) 農業関係被害報告（農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」）



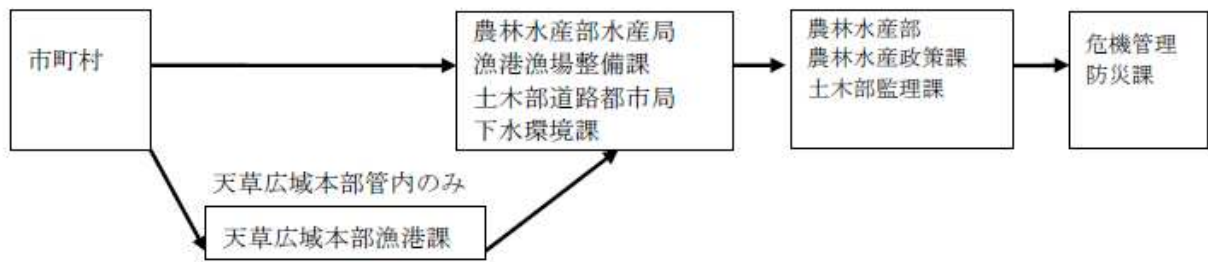
(9) 林業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条）



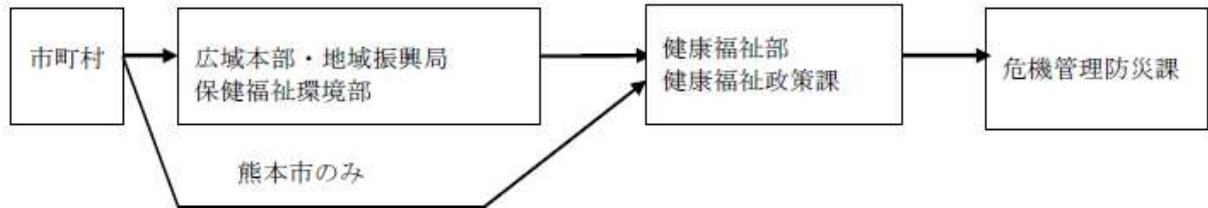
(10) 水産業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領）



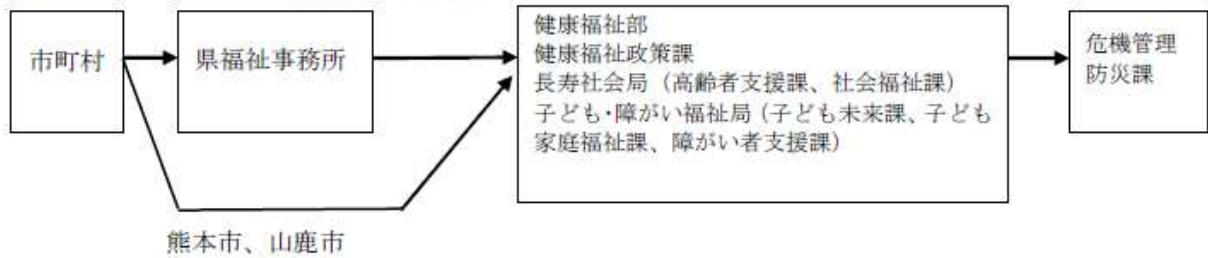
(11) 漁業関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条）



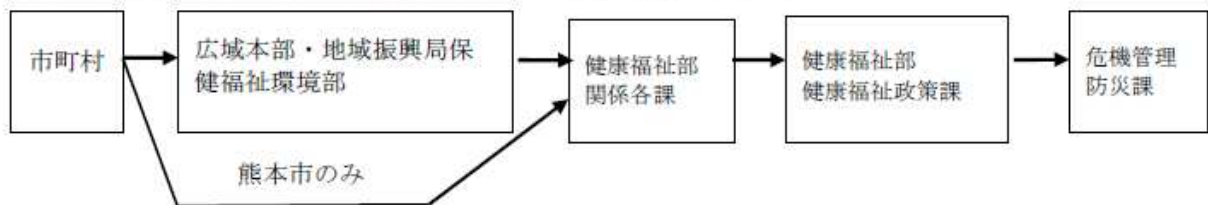
(12) 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施」）



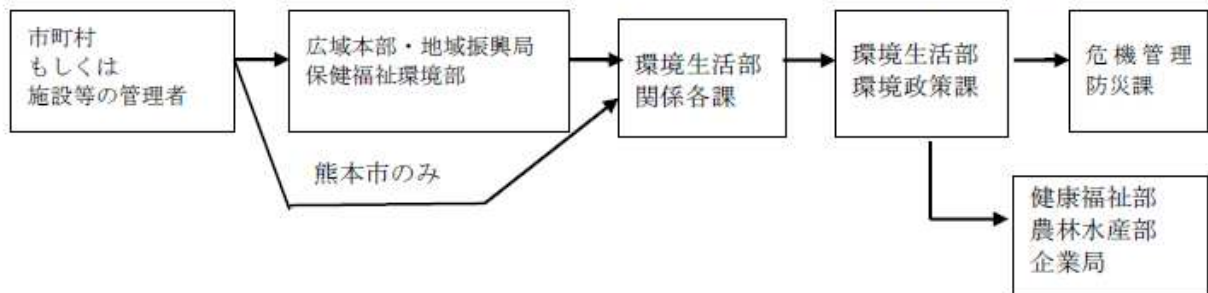
(13) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



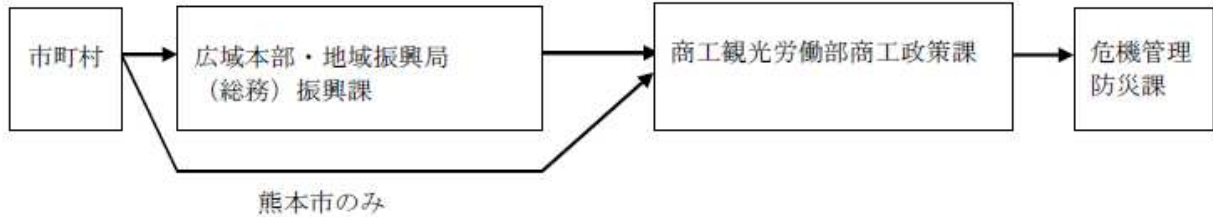
(14) 衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保健センター）



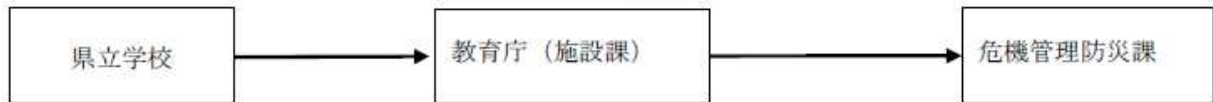
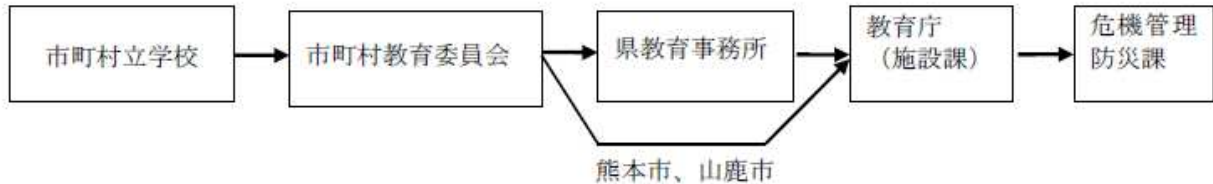
(15) 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



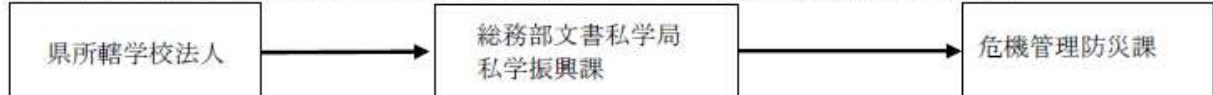
(16) 商工関係被害報告



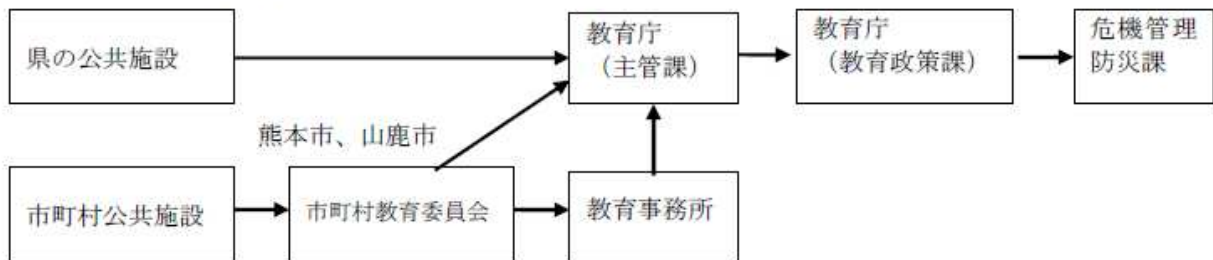
(17) 公立学校施設関係被害報告 (文部省監理局長通知「公立学校施設災害復旧事業費国庫負担事業の事務手続き等について」)



(18) 私立学校関係被害報告 (文部省監理局長通知「私立学校の被害状況報告について」)



(19) 県 (地方機関を含む)、市町村の教育関係公共施設 (庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等) に係る被害報告



(20) その他の被害報告



資料 1 4 **り災証明書**

様式第 1 号 (第 3 条関係)

り災証明書交付申請書

玉名市長 様

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住 所		電 話 ()	
	ふりがな 氏 名	り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 ※ その他の場合は委任状が必要		
この証明書の用途	被災者支援制度の手続のため、()に提出 税控除・保険請求・その他 ()			
証明必要数	() 通			

り災証明書の交付について、次のとおり申請します。

り災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住 所		電 話 ()			
	ふりがな 氏 名					
り災世帯の構成員	氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢
		世帯主				
り災した家屋の所在地など	<input type="checkbox"/> 同上 (り災者住所と同じ)					
	<input type="checkbox"/> り災者住所と別 (熊本県玉名市)					
	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者)			()	
り災日時	年 月 日 ()		午前・午後		時頃	
り災原因	<input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()					
り災状況						
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況の写真 <input type="checkbox"/> 被害場所の地図 <input type="checkbox"/> その他 ()					

り災証明書について

- この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 「被害の程度」は、家屋を対象として、1棟ごとに母屋で判定します。
※ 家財道具や家屋に付随する門柱、門扉等の外構は、この証明の対象となりません。
- 「被害の程度」は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

り
罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

り 罹災原因	
-----------	--

被災住家 [※] の 所在地	
----------------------------	--

住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
----------------------------	--

被害内容	
------	--

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことです（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

玉名市長



資料 15 被災証明書

様式第 4 号 (第 6 条関係)

被災証明書交付申請書兼証明書 (個人用)

第 号
年 月 日

※ 太線枠内を記入してください。

申請者 (窓口に来られた方)	住 所	電話 ()
	ふりがな 氏 名	被災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 ※ その他の場合は委任状が必要

被災世帯の世帯主	住 所 ふりがな 氏 名 生年月日 大・昭・平 年 月 日
家族構成	男 人、女 人 (計 人)
被災場所	熊本県玉名市
被災日時	年 月 日 () 午前・午後 時頃
被災原因	<input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()
被災状況	
上記のとおり証明願います。 年 月 日 申 請 人 (自署)	
上記のとおり被災があったことを証明する。 年 月 日 区 長 (自署)	

上記のとおり被災の届出があったことを証明する。 年 月 日 玉名市長 印

※ この証明書は被災があったことを証明するもので、被災の程度等を証明するものではありません。

資料 16 交通規制

様式第1 (第1関係)



- 備考 1 色彩は、文字、線画及び区分線を青色、斜めの棒及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 線画及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式第2 (第2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、線及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する標識を施すものとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3 (第2関係)

第 号		緊急通行車両確認証明		年 月 日
番号標に表示されている番号		知 事 印 公安委員会 印		
車両の用途(緊急輸送を行う車、緊急輸送用車両又は品名)				
使用者	住所	() 局 番		
	氏名			
通行日時				
通行経路	出発地	目的地		
備考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第 17. 災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）の状況

1. 災害拠点病院の指定状況（令和 2 年 2 月 13 日現在）

(1) 災害拠点病院とは

熊本県では平成 7 年の阪神・淡路大震災を教訓とし、災害時の医療体制を確保するため、平成 8 年度以降、災害拠点病院の整備を図ってきました。

具体的には、下表のとおり、

「地域災害拠点病院」二次保健医療圏毎に 1～3 か所

「基幹災害拠点病院」県全体を包括する病院として 1 か所指定しています。

(地域災害拠点病院)

二次保健医療圏	医療機関名	所在地	病床数	指定年月日
熊本・上益城	①熊本医療センター	熊本市中央区二の丸 1-5	550	H21. 3. 31
	②済生会熊本病院	熊本市南区近見 5-3-1	400	H 8. 12. 27
	③矢部広域病院	上益城郡山都町下馬尾 204	85	H 9. 3. 27
宇城	④宇城総合病院	宇城市松橋町久具 691	204	H11. 3. 3
有明	⑤公立玉名中央病院	玉名市中 1950	302	H 9. 3. 27
	⑥荒尾市民病院	荒尾市荒尾 2600	274	R 2. 2. 13
鹿本	⑦山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿 511	201	H 8. 12. 27
菊池	⑧川口病院	菊池市隈府 823-1	60	H12. 7. 17
阿蘇	⑨阿蘇医療センター	阿蘇市黒川 1266	124	H 8. 12. 27
八代	⑩熊本労災病院	八代市竹原町 1670	410	H 8. 12. 27
芦北	⑪水俣市立総合医療センター	水俣市天神町 1-2-1	401	H 8. 12. 27
球磨	⑫人吉医療センター	人吉市老神町 35	252	H 8. 12. 27
天草	⑬天草中央総合病院	天草市東町 101	155	H 8. 12. 27
	⑭上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸 1419-19	195	H11. 3. 3

(基幹災害拠点病院)

二次保健医療圏	医療機関名	所在地	病床数	指定年月日
全圏域	◎熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南 2-1-1	490	H 9. 3. 27

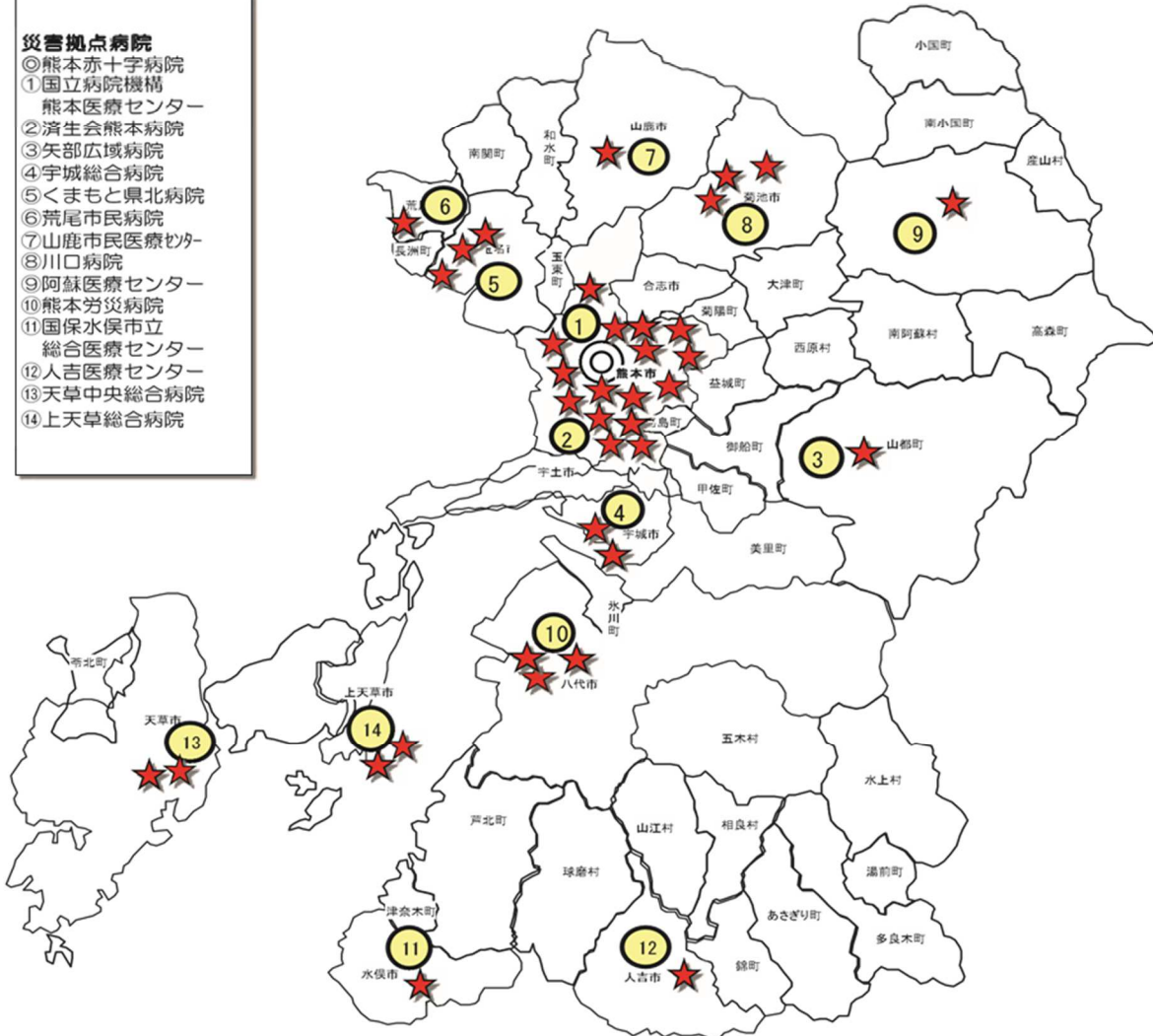
(2) 災害拠点病院が有すべき機能

- ①災害時に多数発生する重症患者への医療を行うための高度な診療機能
- ②被災地からの患者の受入、搬出を行う広域搬送機能
- ③自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- ⑤基幹災害拠点病院は、災害医療に関する訓練・研修機能

災害医療圏と災害拠点病院・DMATの現況

災害医療圏：県全体

- 災害拠点病院**
- ◎熊本赤十字病院
 - ①国立病院機構 熊本医療センター
 - ②済生会熊本病院
 - ③矢部広域病院
 - ④宇城総合病院
 - ⑤くまもと県北病院
 - ⑥荒尾市民病院
 - ⑦山鹿市民医療センター
 - ⑧川口病院
 - ⑨阿蘇医療センター
 - ⑩熊本労災病院
 - ⑪国保水俣市立総合医療センター
 - ⑫人吉医療センター
 - ⑬天草中央総合病院
 - ⑭上天草総合病院



- ◎：基幹災害拠点病院
- ①～⑭：地域災害拠点病院
- ★：DMAT（災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team）

※熊本DMAT指定病院

医療機関名	チーム数	H35年度末 目標チーム数
熊本赤十字病院	6	
熊本医療センター	4	
済生会熊本病院	4	
熊本大学病院	2	
矢部広域病院	1	
宇城総合病院	2	
くまもと県北病院	3	
荒尾市民病院	1	
山鹿市民医療センター	1	
川口病院	3	
阿蘇医療センター	1	
熊本労災病院	3	
水俣市立総合医療センター	1	
人吉医療センター	1	
天草中央総合病院	2	
上天草総合病院	2	
合計（16病院）	37	54

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームです。阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地域内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「防ぎ得る災害死」が大きな問題として取り上げられました。

このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームが速やかに被災地に入り、被災地での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待できます。

なお、災害拠点病院は、DMATを保有することが要件とされています（基幹災害拠点病院は複数のDMAT）。

資料 19 菊池川水系浸水想定区域内の要配慮者利用施設

浸水施設番号	施設名称	所在地
1	おおかど胃腸科クリニック	玉名市六田38-5
2	こやなぎ歯科クリニック	玉名市松木27-11
3	たなか歯科クリニック	玉名市六田12-5
4	酒井医院	玉名市松木13-2
5	桐野歯科医院	玉名市伊倉南方1003-1
6	管海明堂医院	玉名市大浜町735
7	ニチイケアセンター 玉名	玉名市滑石2621-1
8	ライフケア	玉名市滑石2307-1
9	ちどり保育園	玉名市大浜町4814
10	滑石保育園	玉名市滑石1576-2
11	玉名市立豊水保育所	玉名市川島629-1
12	慈保育園	玉名市大浜町919
13	グループホーム サンビレッジ	玉名市小野尻5
14	生活支援センター きらきら(いちばんほし、にばんほし、さんばんほし)	玉名市六田21-8-1、岩崎21-3、六田8-1
15	生き生き介護センターよしだ	玉名市六田12-2
16	滑石小学校	玉名市滑石1542
17	玉陵小学校	玉名市玉名900
18	大浜小学校	玉名市大浜町2100
19	豊水小学校	玉名市小野尻373
20	小天小学校	玉名市天水町小天6966
21	玉陵中学校	玉名市玉名900
22	有明中学校	玉名市大浜町1765-8
23	天水中学校	玉名市天水町小天7032
24	小天保育園	玉名市天水町小天6638
25	玉水保育園	玉名市天水町部田見900
26	認定こども園 たまきな幼稚園	玉名市玉名1249-1
27	玉名ゆりかご保育園	玉名市岩崎82
28	ひらしま小児科	玉名市岩崎138-3
29	玉名脳神経外科医院	玉名市岩崎11-1
30	玉名泌尿器科クリニック	玉名市岩崎468-1
31	悠紀会病院	玉名市上小田1063
32	鹿井内科	玉名市高瀬233-1
33	河野医院	玉名市高瀬349
34	坂本産婦人科クリニック	玉名市高瀬38
35	福島眼科医院	玉名市高瀬508
36	山瀬内科小児科歯科医院	玉名市高瀬674
37	吉田医院	玉名市繁根木228
38	やざわ整形外科クリニック	玉名市松木27-1
39	星雲荘	玉名市横島町横島3384
40	しまかわ胃腸外科医院	玉名市横島町横島4301-1
41	栗崎医院	玉名市横島町横島7329
42	宮崎クリニック	玉名市天水町小天6928-2
43	大塚医院	玉名市天水町小天6986-1

44	小田整形外科	玉名市天水町小天7198
45	かい歯科	玉名市玉名1237-4
46	富永歯科医院	玉名市高瀬288
47	ながひろ歯科クリニック	玉名市天水町小天7275-1
48	にしむら歯科医院	玉名市大浜町543-2
49	福富歯科医院	玉名市高瀬537
50	増田歯科医院	玉名市滑石552
51	増田歯科医院	玉名市横島町横島3331
52	介護老人保健施設 ゆうきの里	玉名市上小田1063
53	肥後高瀬もやい処	玉名市高瀬232-3
54	グッドシーズン高瀬	玉名市高瀬223-3
55	デイサービスセンターかぎろい	玉名市岩崎415-1
56	グループホームゆうきの家	玉名市上小田1180
57	きらめき	玉名市天水町小天6634-2
58	介護医療院 ゆうきの里	玉名市上小田1063
59	グループホームるしだ	玉名市横島町横島3399-1
60	ケアビレッジたがの里	玉名市天水町小天6633-1
61	湯と里館	玉名市岩崎382
62	高齢者共同住宅アイアイ松原	玉名市岱明町鍋2320-50
63	住宅型有料老人ホーム六田ハウス	玉名市六田12-3
64	住宅型有料老人ホームかぎろい	玉名市岩崎415-1
65	住宅型有料老人ホームむ百の花	玉名市滑石1090
66	住宅型有料老人ホームライフケア六田	玉名市中751-4
67	多機能型支援センター オリーブ	玉名市横島町横島58-64
68	多機能型事務所もんくうる	玉名市滑石2401-1
69	玉名きぼうの家	玉名市繁根木233-4
70	天水生命学園	玉名市天水町小天6640
71	第二天水学園	玉名市天水町小天6645-1
72	あおぞら	玉名市岩崎380
73	365日	玉名市天水町小天6640
74	有明圏域指定相談所 ふれあい	玉名市小野尻5
75	城ヶ崎病院グループホーム さくら荘	玉名市伊倉北方279
76	まつばら歯科口腔外科こども歯科	玉名市六田29-4
77	児童発達支援センターすまいるきっず	玉名市岩崎47-1
78	こども発達支援ステーション 虹いろSUN	玉名市六田19-13
79	放課後等デイサービス 虹いろSUNライズ	玉名市六田35-6
80	多機能型事業所 えんげる	玉名市松木23-1
81	就労継続支援A型施設 てんしんサポート	玉名市中尾25
82	WAKABA	玉名市溝上527-1
83	すぷりーむハウス あさひ	玉名市伊倉北方88-1

資料 2 0 避難所一覧

【 災害種別ごと適否の凡例 】

○	適
×	不適

※ 標高(m)は、国土地理院地図(電子国土web)を参照

※収容人数は、2㎡/名で算定

1 指定避難所

地区名	避難所	一次避難所	面積 (㎡)	収容 人数	所在地	電話 番号	標高 (約m)	災害種別ごと適否					
								洪水 L1	洪水 L2	土砂災 害	高潮	地震	津波
玉名西	玉名市文化センター	○	4,146	2,073	繁根木88-1	75-1312	13	○	○	○	○	○	○
	玉名市福祉センター		2,663	1,332	岩崎88-4	73-5802	5	×	×	○	○	○	○
	玉名市民会館		983	492	岩崎152-2	73-5107	5	×	×	○	○	○	○
	玉名市武道館		1,499	750	繁根木94-11	72-5400	8	○	○	○	○	○	○
	玉名勤労者体育センター		1,409	705	岩崎173-2	73-5706	5	×	×	○	○	○	○
	玉名市勤労青少年ホーム		765	383	岩崎173-1	73-5464	5	×	×	○	○	○	○
	玉名町小学校		1,336	668	岩崎1120	72-4195	14	○	○	○	○	○	○
	築山小学校		600	300	築地1880	72-3328	15	○	○	○	○	○	○
	滑石小学校		601	301	滑石1542	76-3349	4	×	×	○	×	○	○
	玉陵小学校		426	213	玉名856	72-3319	7	×	×	○	○	○	○
	旧月瀬小学校		348	174	溝上507		15	○	○	○	○	○	○
	旧石貫小学校		426	213	石貫3771		15	×	×	○	○	○	○
	玉陵中学校		1,379	690	玉名900	72-2597	6	×	×	○	○	○	○
	玉名中学校		1,250	625	中尾380	72-4191	15	○	○	○	○	○	○
	九州看護福祉大学		1,367	684	富尾888	75-1800	41	○	○	○	○	○	○
	玉名高校・付属中学校		1,390	695	中1853	73-2101	16	○	○	○	○	○	○
北稜高校		1,390	695	立願寺247	73-2123	22	○	○	○	○	○	○	
玉名女子高校		1,390	695	岩崎1061	72-5161	15	○	○	○	○	○	○	
玉名東	玉名市総合体育館	○	7,813	3,907	大倉1144	75-1314	27	○	○	○	○	○	○
	伊倉ふれあいセンター		595	298	伊倉北方3230-5	73-2221	5	○	○	○	○	○	○
	大浜小学校		600	300	大浜町2100	76-0203	2	×	×	○	○	○	×
	豊水小学校		489	245	小野尻373	76-0202	4	×	×	○	○	○	○
	伊倉小学校		601	301	宮原678	72-3417	28	○	○	○	○	○	○
	八嘉小学校		601	301	田崎835-25	72-2602	71	○	○	×	○	○	○
	旧梅林小学校		426	213	安楽寺1244		11	○	○	○	○	○	○
	玉南中学校		1,651	826	伊倉北方2636	73-3171	35	○	○	○	○	○	○
有明中学校		1,410	705	大浜町1765-8	76-0136	2	×	×	○	○	○	○	
岱明	岱明ふれあい健康センター	○	2,677	1,339	岱明町中土1022	57-4141	11	○	○	○	○	○	○
	B&G海洋センター		1,655	828	岱明町中土590	57-3396	9	○	○	○	○	○	○
	岱明町公民館		1,000	500	岱明町中土975	57-0135	13	○	○	○	○	×	○
	睦合小学校		545	273	岱明町古閑302	57-0001	16	○	○	○	○	○	○
	大野小学校		680	340	岱明町野口2460	57-0072	14	○	○	○	○	○	○
	高道小学校		854	427	岱明町高道1230	57-0404	8	○	○	○	○	○	○
	鍋小学校		783	392	岱明町鍋345-2	57-0044	8	○	○	○	×	○	○
	岱明中学校		1,390	695	岱明町浜田120	57-0402	15	○	○	○	○	○	○
	専修大学玉名高校		1,390	695	岱明町野口1046	72-4151	17	○	○	○	○	○	○
	玉名工業高校		1,390	695	岱明町下前原368	73-2215	8	○	○	○	○	○	○
横島	横島町公民館	○	2,507	1,254	横島町横島3644	84-2122	2	○	○	○	○	○	×
	横島町体育館		1,416	708	横島町横島3779	84-3838	2	○	○	○	○	○	×
	横島小学校		1,130	565	横島町横島3810	84-2015	2	○	○	○	○	○	×
	横島町総合保健福祉センター		3,637	1,819	横島町横島3923	84-3939	2	○	○	○	○	○	×
天水	天水市民センター	○	732	366	天水町小天7237-1	82-3111	2	○	×	○	○	○	×
	天水体育館	○	3,333	1,667	天水町小天7237-1	82-3570	2	○	○	○	○	○	×
	玉水小学校		866	433	天水町部田見1440-2	82-2261	27	○	○	○	○	○	○
	小天小学校		836	418	天水町小天6966	82-2103	2	○	×	○	○	○	×
	旧小天東小学校		846	423	天水町小天2896		175	○	○	×	○	○	○
	天水中学校		1,138	569	天水町小天7032	82-2044	2	○	×	○	○	○	×

一次避難所: 災害発生時等において第一次に開設する避難所で、主に各エリア内の拠点避難所

二次避難所等: 一次避難所開設後、被害状況等を踏まえ必要に応じて開設する避難所

2 指定緊急避難場所

地区名	避難所	面積 (㎡)	収容 人数	所在地	電話 番号	標高 (約m)	災害種別ごと適否					
							洪水 L1	洪水 L2	土砂災 害	高潮	地震	津波
玉名	桃田運動公園	188,500	94,250	大倉1144	75-1314	40	○	○	○	○	-	○
	蛇ヶ谷公園	208,612	104,306	立願寺1598-1	75-1122	48	○	○	×	○	-	○
	九州看護福祉大学グラウンド	130,675	65,338	富尾888	75-1800	56	○	○	○	○	-	○
岱明	岱明中央公園グラウンド	16,000	8,000	岱明町中土556	57-2957	14	○	○	○	○	-	○
横島	横島グラウンド	10,000	5,000	横島町横島3779	84-2122	2	×	×	○	○	-	×
	山の上展望公園	12,002	6,001	横島町横島1960-1	75-1122	45	○	○	○	○	-	○
天水	天水グラウンド	5,441	2,721	天水町小天7237-1	82-3570	2	○	×	×	○	-	○

3 福祉避難所協定施設

No.	協定日	法人又は施設名	収容人員
1	平成24年3月28日	社会福祉法人 玉医会 たまきな荘	5名
2	平成24年9月18日	社会福祉法人 若宮福祉会 天水生命学園	20名
3	平成24年10月31日	医療法人 信和会 介護老人保健施設 樹心台	10名
4	平成24年11月9日	医療法人 悠紀会	10名
5	平成25年6月3日	社会福祉法人 熊本東翔会 たいめい苑	20名
6	平成25年8月12日	社会福祉法人 天恵会 有明ホーム	20名
7	平成25年8月12日	社会福祉法人 天恵会 もやい処	10名
8	平成25年8月14日	社会福祉法人 創友会 慈幸苑	25名
9	平成25年8月14日	社会福祉法人 創友会 幸	25名
10	平成27年3月17日	社会福祉法人 玉寿会 さくら苑	20名
11	平成29年3月23日	社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 てんすい 倶楽部	10名
12	令和2年10月1日	社会福祉法人 浩風会 岱山苑	10名
合計			185名

資料 2 1 土砂災害警戒区域等

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1	島小森2 (206-1-002)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
2	栗山川 (206-1-003)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
3	馬場 (206-1-004)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
4	清水川-1 (206-1-005-1)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
5	清水川-2 (206-1-005-2)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
6	清水川-3 (206-1-005-3)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
7	馬場川 (206-1-006)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
8	島小森3 (206-2-002)	玉名市	富尾	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
9	島小森1 (206-2-003)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
10	栗山川2-1 (206-2-004-1)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
11	栗山川2-2 (206-2-004-2)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
12	栗山川2-3 (206-2-004-3)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
13	小屋敷-1 (206-2-005-1)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
14	小屋敷-2 (206-2-005-2)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
15	小屋敷-3 (206-2-005-3)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
16	小屋敷-4 (206-2-005-4)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
17	馬場2 (206-2-006)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
18	小畑 (206-2-010)	玉名市	石貴	土石流	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
19	石橋 (363-1-011)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
20	本村中 (363-1-012)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
21	穴の口 (363-1-013)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
22	本村下 (363-1-014)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
23	湯の浦 (363-1-015)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
24	上有所 (363-1-018)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
25	石橋 (363-2-003)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
26	立石 (363-2-004)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第248号	平成20年3月28日	
27	松本一区 (206-1-008)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
28	吐合1-1 (206-1-009-1)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
29	吐合1-2 (206-1-009-2)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
30	吐合1-3 (206-1-009-3)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
31	太平寺1-1 (206-1-010-1)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
32	太平寺1-2 (206-1-010-2)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
33	太平寺1-3 (206-1-010-3)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
34	太平寺1-4 (206-1-010-4)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
35	太平寺1-5 (206-1-010-5)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
36	小屋敷 (206-1-001(人))	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
37	吐合3-1 (206-2-008-1)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
38	吐合3-2 (206-2-008-2)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
39	松本一区1-1 (206-2-009-1)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
40	松本一区1-2 (206-2-009-2)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
41	松本一区1-3 (206-2-009-3)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
42	松本一区2 (206-2-010)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
43	栗山1-1 (206-2-011-1)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
44	栗山1-2 (206-2-011-2)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
45	栗山1-3 (206-2-011-3)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
46	小屋敷2 (206-2-012)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
47	馬場 (206-2-081)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
48	太平寺2-1 (206-2-082-1)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
49	太平寺2-2 (206-2-082-2)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
50	吐合2 (206-2-083)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
51	栗山2 (206-3-001)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
52	畑部 (206-1001)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
53	松本一区3 (206-1002)	玉名市	石貴	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
54	立花谷 (363-1-006)	玉名市	天水町小天 天水町立花	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
55	石橋谷 (363-1-007)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
56	柿の木谷川 (363-1-008)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
57	妙見川 (363-1-009)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
58	馬場谷 (363-1-010)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
59	下有所 (363-1-011)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
60	本村川2-1 (363-1-012-1)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
61	本村川2-2 (363-1-012-2)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
62	本村川3 (363-1-013)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
63	火の口谷2 (363-1-014)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
64	火の口谷 (363-1-015)	玉名市	天水町小天	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
65	八久保 (363-2-001)	玉名市 熊本市	天水町小天 河内町白浜 河内町野出	土石流	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	熊本市と重複
66	立花-1 (363-1-010-1)	玉名市	天水町立花	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
67	立花-2 (363-1-010-2)	玉名市	天水町立花、 小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
68	北横内 (363-1-016)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
69	八久保 (363-1-017)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
70	本村下 (363-2-005)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
71	湯の浦 (363-2-006)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
72	八久保-1 (363-2-007-1)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
73	八久保-2 (363-2-007-2)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
74	本村中 (363-2-008)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
75	赤仁田 (363-2-009)	玉名市	天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第110号	平成23年2月4日	
76	富ノ尾-1 (206-1-021-1)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
77	富ノ尾-2 (206-1-021-2)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
78	富ノ尾-3 (206-1-021-3)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
79	立願寺 (206-1-022)	玉名市	立願寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
80	立願寺2 (206-1-026)	玉名市	立願寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
81	立願寺3 (206-1-027)	玉名市	立願寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
82	津留-1 (206-1-028-1)	玉名市	津留 寺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
83	津留-2 (206-1-028-2)	玉名市	津留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
84	舟島-1 (206-1-029-1)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
85	舟島-2 (206-1-029-2)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
86	舟島-3 (206-1-029-3)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
87	寺田本村1-1 (206-1-034-1)	玉名市	津留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
88	寺田本村1-2 (206-1-034-2)	玉名市	津留 寺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
89	立願寺4 (206-1-002(人))	玉名市	立願寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
90	南繁根木-1 (206-1-005(人)-1)	玉名市	繁根木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
91	南繁根木-2 (206-1-005(人)-2)	玉名市	繁根木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
92	富尾1-1 (206-2-034-1)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
93	富尾1-2 (206-2-034-2)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
94	富尾1-3 (206-2-034-3)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
95	富尾3 (206-2-036)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
96	富尾4 (206-2-037)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
97	上立願寺 (206-2-039)	玉名市	立願寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
98	向津留 (206-2-040)	玉名市	向津留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
99	寺田 (206-2-042)	玉名市	寺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
100	吉丸1 (206-2-043)	玉名市	寺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
101	吉丸2 (206-2-044)	玉名市	寺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
102	寺田本町 (206-2-045)	玉名市	寺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
103	上津留 (206-2-046)	玉名市	津留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
104	世間部 (206-2-047)	玉名市	寺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
105	大防3 (206-2-086)	玉名市	立願寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
106	寺田本村2-1 (206-2-091-1)	玉名市	津留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
107	寺田本村2-2 (206-2-091-2)	玉名市	津留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
108	寺田本村3 (206-2-092)	玉名市	津留 寺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
109	富尾1 (206-3-002)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
110	上立願寺2 (206-3-010)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
111	富尾2 (206-3-011)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
112	舟島 (206-3-013)	玉名市	寺田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
113	上津留2 (206-1003)	玉名市	津留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
114	上津留3 (206-1004)	玉名市	津留	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
115	中北西3 (206-2001)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
116	中北西4 (206-2002)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
117	富尾3 (206-2003)	玉名市	富尾	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
118	山崎 (363-1-001)	玉名市	天水町竹崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
119	本村屋敷 (363-1-002)	玉名市	天水町竹崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
120	久島1 (363-1-003)	玉名市	天水町部田見	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
121	米山-1 (363-1-004-1)	玉名市	天水町立花	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
122	米山-2 (363-1-004-2)	玉名市	天水町立花	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
123	米山-3 (363-1-004-3)	玉名市	天水町立花	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
124	久島2-1 (363-1-005-1)	玉名市	天水町部田見	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
125	久島2-2 (363-1-005-2)	玉名市	天水町部田見	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
126	部田見中 (363-1-006)	玉名市	天水町部田見	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
127	部田見上1 (363-1-007)	玉名市	天水町部田見	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
128	部田見上2 (363-1-008)	玉名市	天水町部田見 天水町立花	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
129	立花西 (363-1-009)	玉名市	天水町立花	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
130	部田見上5 (363-1001)	玉名市	天水町部田見	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
131	部田見上3 (363-2-001)	玉名市	天水町部田見 天水町立花	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
132	部田見上4 (363-2-002)	玉名市	天水町部田見	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
133	斎藤 (363-2-010)	玉名市	天水町尾田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第961号	平成24年8月7日	
134	岡1 (206-1-015)	玉名市	玉名	土石流	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
135	岡3 (206-1-017)	玉名市	玉名	土石流	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考	
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒				
136	岡	(206-1-011)	玉名市	玉名	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
137	岡2-1	(206-1-014-1)	玉名市	玉名	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
138	岡2-2	(206-1-014-2)	玉名市	玉名	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
139	岡3	(206-1-015)	玉名市	玉名	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
140	元玉名	(206-1-016)	玉名市	玉名	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
141	大防2	(206-1-025)	玉名市	玉名	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
142	西田端-1	(206-1-038-1)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
143	西田端-2	(206-1-038-2)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
144	西田端-3	(206-1-038-3)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
145	中北	(206-1-039)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
146	唐人町-1	(206-1-040-1)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
147	唐人町-2	(206-1-040-2)	玉名市	伊倉南方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
148	唐人町-3	(206-1-040-3)	玉名市	伊倉南方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
149	唐人町-4	(206-1-040-4)	玉名市	伊倉南方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
150	唐人町-5	(206-1-040-5)	玉名市	伊倉南方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
151	伊倉舟津町	(206-1-047)	玉名市	伊倉南方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
削除	元玉名	(206-2-013)	玉名市	玉名	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	解除・再指定により削除
152	中北1	(206-2-061)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
153	中北2	(206-2-062)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
154	中北3	(206-2-063)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
155	中北4	(206-2-064)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
156	伊倉舟津町1	(206-2-065)	玉名市	伊倉南方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
157	伊倉本村1-1	(206-2-066-1)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
158	伊倉本村1-2	(206-2-066-2)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
159	東田端-1	(206-2-067-1)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
160	東田端-2	(206-2-067-2)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
161	伊倉宮原町	(206-2-070)	玉名市	宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
162	片諏訪-1	(206-2-094-1)	玉名市	伊倉南方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
163	片諏訪-2	(206-2-094-2)	玉名市	片諏訪	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
164	片諏訪-3	(206-2-094-3)	玉名市	片諏訪	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
165	伊倉北方2	(206-2-002(人))	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
166	伊倉宮原町	(206-3-019)	玉名市	宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
167	石塘-1	(362-1-001-1)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
168	石塘-2	(362-1-001-2)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
169	大園-1	(362-1-002-1)	玉名市	横島町大園	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
170	大園-2	(362-1-002-2)	玉名市	横島町大園	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考	
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒				
171	大園-3	(362-1-002-3)	玉名市	横島町大園	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
172	大園-4	(362-1-002-4)	玉名市	横島町大園	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
173	大園-5	(362-1-002-5)	玉名市	横島町大園	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
174	大園-6	(362-1-002-6)	玉名市	横島町大園	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
175	栗之尾-1	(362-1-003-1)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
176	栗之尾-2	(362-1-003-2)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
177	外平	(362-1-004)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
178	京泊-1	(362-1-005-1)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
179	京泊-2	(362-1-005-2)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
180	東京泊-1	(362-1-006-1)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
181	東京泊-2	(362-1-006-2)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
182	京泊1	(362-2001)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
183	京泊2	(362-2002)	玉名市	横島町横島	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第258号	平成25年3月22日	
184	一の口	(206-2-001)	玉名市	築地	土石流	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
185	春出	(206-1-019)	玉名市	中	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
186	松尾-1	(206-1-020-1)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
187	松尾-2	(206-1-020-2)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
188	山田2-1	(206-1-023-1)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
189	山田2-2	(206-1-023-2)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
190	山田3	(206-1-024)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
191	横田-1	(206-1-042-1)	玉名市	横田宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
192	横田-2	(206-1-042-2)	玉名市	横田宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
193	横田-3	(206-1-042-3)	玉名市	横田宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
194	上横田(上横田1)-1	(206-1-043-1)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
195	上横田(上横田1)-2	(206-1-043-2)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
196	合田(合田1)	(206-1-044)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
197	日之出-1	(206-1-045-1)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
198	日之出-2	(206-1-045-2)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
199	高野-1	(206-1-046-1)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
200	高野-2	(206-1-046-2)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
201	高野-3	(206-1-046-3)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
202	高野-4	(206-1-046-4)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
203	田崎-1 (206-1-048-1)	玉名市	田崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
204	田崎-2 (206-1-048-2)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
205	田崎-3 (206-1-048-3)	玉名市	田崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
206	中坂門田-1 (206-1-049-1)	玉名市	中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
207	中坂門田-2 (206-1-049-2)	玉名市	中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
208	中坂門田-3 (206-1-049-3)	玉名市	中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
209	開野1 (206-1-051)	玉名市	中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
210	伊倉宮原町-1 (206-1-007(人)-1)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
211	伊倉宮原町-2 (206-1-007(人)-2)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
212	伊倉宮原町-3 (206-1-007(人)-3)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
213	築地西 (206-2-032)	玉名市	築地	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
214	山田上-1 (206-2-033-1)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
215	山田上-2 (206-2-033-2)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
216	伊倉北方1-1 (206-2-068-1)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
217	伊倉北方1-2 (206-2-068-2)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
218	本村 (206-2-069)	玉名市	大倉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
219	横田2-1 (206-2-071-1)	玉名市	宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
220	横田2-2 (206-2-071-2)	玉名市	宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
221	上横田(上横田2) (206-2-072)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
222	合田(合田2) (206-2-073)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
223	青野原 (206-2-074)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
224	南坂門田1 (206-2-075)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
225	中坂門田 (206-2-076)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
226	南坂門田2 (206-2-077)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
227	泉(立泉) (206-2-078)	玉名市	中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
228	開野1(開野4)-1 (206-2-079-1)	玉名市	中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
229	開野1(開野4)-2 (206-2-079-2)	玉名市	中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
230	山田 (206-2-084)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
231	大倉本村 (206-2-096)	玉名市	大倉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
232	南坂-1 (206-2-097-1)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
233	南坂-2 (206-2-097-2)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
234	南坂-3 (206-2-097-3)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
235	南坂-4 (206-2-097-4)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
236	南坂-5 (206-2-097-5)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
237	開野2 (206-2-098)	玉名市	中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
238	合田(合田3)-1 (206-2-099-1)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
239	合田(合田3)-2 (206-2-099-2)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
240	六田-1 (206-2-001(人)-1)	玉名市	中	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
241	六田-2 (206-2-001(人)-2)	玉名市	中	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
242	横田3 (206-1005)	玉名市	宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
243	日之出2 (206-1006)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
244	合田4 (206-1007)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
245	大倉本村2 (206-1008)	玉名市	大倉	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
246	伊倉宮原町2 (206-1001(人))	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
247	山田上2 (206-2004)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
248	池田 (361-1-001(人))	玉名市	岱明町上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第358号	平成26年4月4日	
249	奥野3 (206-1-019)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
250	奥野4 (206-1-020)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
251	奥野6 (206-1-021)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
252	上小田上 (206-1-022)	玉名市	上小田	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
253	秋丸1 (206-1-023)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
254	秋丸2-1 (206-1-024-1)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
255	秋丸2-2 (206-1-024-2)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
256	秋丸3 (206-1-025)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
257	石原2 (206-1-026)	玉名市	安楽寺下	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
258	唐の平-1 (206-1-027-1)	玉名市	安楽寺	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
259	唐の平-2 (206-1-027-2)	玉名市	安楽寺	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
260	奥野川 (206-2-014)	玉名市 玉東町	安楽寺 浦田	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	玉東町と重複
261	奥野5 (206-2-015)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
262	上小田上1-1 (206-2-017-1)	玉名市	上小田	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
263	上小田1-2 (206-2-017-2)	玉名市	上小田	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
264	山部田-1 (206-2-018-1)	玉名市	山部田 下小田	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
265	山部田-2 (206-2-018-2)	玉名市	山部田	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
266	石原1 (206-2-019)	玉名市	安楽寺	土石流	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
267	上小田上-1 (206-1-018-1)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
268	上小田上-2 (206-1-018-2)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
269	唐ノ平-1 (206-1-031-1)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
270	唐ノ平-2 (206-1-031-2)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
271	唐ノ平-3 (206-1-031-3)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
272	唐ノ平-4 (206-1-031-4)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
273	井尻-1 (206-1-032-1)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
274	井尻-2 (206-1-032-2)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
275	井尻-3 (206-1-032-3)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
276	逆川1 (206-1-035)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
277	逆川2-1 (206-1-036-1)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
278	逆川2-2 (206-1-036-2)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
279	逆川2-3 (206-1-036-3)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
280	奥野1-1 (206-1-037-1)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
281	奥野1-2 (206-1-037-2)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
282	城の下1 (206-1-054)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
283	上小田上1 (206-2-020)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
284	上小田上2 (206-2-021)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
285	上小田上3 (206-2-022)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
286	上小田上4 (206-2-023)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
287	上小田中 (206-2-024)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
288	上小田下5-1 (206-2-025-1)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
289	上小田下5-2 (206-2-025-2)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
290	上小田下6-1 (206-2-026-1)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
291	上小田下6-2 (206-2-026-2)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
292	上小田下7 (206-2-027)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
293	上小田下8 (206-2-028)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
294	上小田下9 (206-2-029)	玉名市	山部田 上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
295	山部田3 (206-2-030)	玉名市	山部田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
296	山部田2 (206-2-031)	玉名市	山部田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
297	石原 (206-2-050)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
298	唐ノ平(唐ノ平1)-1 (206-2-051-1)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
299	唐ノ平(唐ノ平1)-2 (206-2-051-2)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
300	平野-1 (206-2-052-1)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
301	平野-2 (206-2-052-2)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
302	逆川1(逆川3)-1 (206-2-053-1)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
303	逆川1(逆川3)-2 (206-2-053-2)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
304	城の下2 (206-2-054)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
305	城の下3 (206-2-055)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
306	逆川2(逆川4) (206-2-056)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
307	山部田3(山部田5) (206-2-057)	玉名市	山部田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
308	奥野1(奥野8)-1 (206-2-058-1)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
309	奥野1(奥野8)-2 (206-2-058-2)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
310	蓑田-1 (206-2-087-1)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
311	蓑田-2 (206-2-087-2)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
312	染山-1 (206-2-088-1)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
313	染山-2 (206-2-088-2)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
314	染山-3 (206-2-088-3)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
315	染山-4 (206-2-088-4)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
316	染山-5 (206-2-088-5)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
317	平野(平野1)-1 (206-2-090-1)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
318	平野(平野1)-2 (206-2-090-2)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
319	平野(平野1)-3 (206-2-090-3)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
320	平野2 (206-2-093)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
321	奥野2 (206-2-004(人))	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
322	石原(石原1)-1 (206-3-014-1)	玉名市	安楽寺 下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
323	石原(石原1)-2 (206-3-014-2)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
324	上小田上10 (206-1011)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
325	上小田上12 (206-1012)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
326	上小田下14 (206-1013)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
327	蓑田2 (206-1014)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
328	蓑田3 (206-1015)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
329	奥野4 (206-1016)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
330	奥野5 (206-1017)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
331	奥野6 (206-1018)	玉名市 玉東町	浦田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	玉東町と重複
332	上小田上11 (206-2005)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
333	上小田下13 (206-2006)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
334	上小田下15 (206-2007)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	

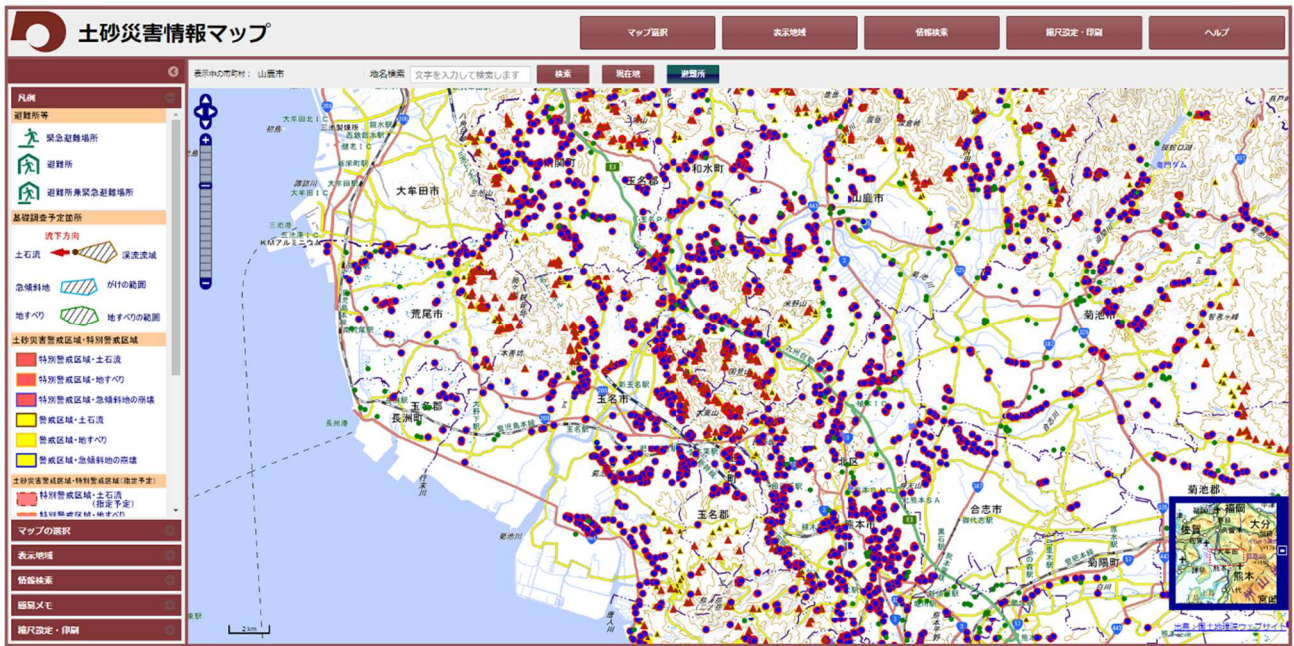
	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
335	上小田下16 (206-2008)	玉名市	山部田 上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
336	山部田4 (206-2009)	玉名市	山部田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
337	平野3 (206-2010)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
338	平野4 (206-2011)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
339	唐ノ平2 (206-2012)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
340	染山2 (206-2013)	玉名市	安楽寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	
341	奥野7 (206-2014)	玉名市 玉東町	下 浦田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第419号	平成26年4月22日	玉東町と重複
342	福山川 (206-1-007)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
343	石尾川3 (206-1-008)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
344	石尾川2 (206-1-009)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
345	石尾川 (206-1-010)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
346	小椎木川2 (206-1-011)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
347	小椎木川3 (206-1-012)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
348	小椎木川 (206-1-013)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
349	三蔵川 (206-1-018)	玉名市	箱谷	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
350	京塚1 (206-2-007)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
351	京塚2 (206-2-008)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
352	川床 (206-2-009)	玉名市	三ツ川	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
353	三蔵川2 (206-2-012)	玉名市	箱谷	土石流	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
354	石ノ尾(石尾)-1 (206-1-001-1)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
355	石ノ尾(石尾)-2 (206-1-001-2)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
356	経塚 (206-1-002)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
357	川床 (206-1-004)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
358	出目 (206-1-005)	玉名市	箱谷	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
359	経塚(経塚3)-1 (206-1-006-1)	玉名市	月田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
360	経塚(経塚3)-2 (206-1-006-2)	玉名市	月田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
361	経塚(経塚3)-3 (206-1-006-3)	玉名市	月田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
362	経塚(経塚3)-4 (206-1-006-4)	玉名市	月田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
363	月田2-1 (206-1-007-1)	玉名市	月田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
364	月田2-2 (206-1-007-2)	玉名市	月田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
365	月田2-3 (206-1-007-3)	玉名市	月田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
366	青木-1 (206-1-012-1)	玉名市	青木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
367	青木-2 (206-1-012-2)	玉名市	青木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
368	青木-3 (206-1-012-3)	玉名市	青木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
369	鶴ノ口(溝上1)-1 (206-1-013-1)	玉名市	溝上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
370	鶴ノ口(溝上1)-2 (206-1-013-2)	玉名市	溝上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
371	鶴ノ口(月田3)-1 (206-1-017-1)	玉名市	月田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
372	鶴ノ口(月田3)-2 (206-1-017-2)	玉名市	月田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
373	経塚1 (206-2-001)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
374	川床1 (206-2-002)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
375	川床2 (206-2-003)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
376	川床3-1 (206-2-004-1)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
377	川床3-2 (206-2-004-2)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
378	川床4 (206-2-005)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
379	川床6-1 (206-2-006-1)	玉名市	箱谷	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
380	川床6-2 (206-2-006-2)	玉名市	箱谷	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
381	川床6-3 (206-2-006-3)	玉名市	箱谷	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
382	川床7 (206-2-007)	玉名市	箱谷	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
383	横島1 (206-2-014)	玉名市	青木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
384	横島2 (206-2-015)	玉名市	青木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
385	鶴ノ口1(溝上2) (206-2-016)	玉名市	溝上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
386	鶴ノ口3(溝上3) (206-2-018)	玉名市	溝上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
387	鶴ノ口4(溝上4) (206-2-019)	玉名市	溝上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
388	大高野 (206-2-100)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
389	経塚2 (206-2-102)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
390	京塚 (206-1009)	玉名市	三ツ川	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
391	溝上 (206-1010)	玉名市	溝上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第855号	平成26年8月29日	
解除	元玉名 (206-2-013)	玉名市	玉名	急傾斜地の崩壊	×	×	熊本県告示第101号	平成27年2月3日	解除告示
392	元玉名 (206-2-013)	玉名市	玉名	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第102号	平成27年2月3日	再指定告示
393	甲後坂 (201-2-040)	熊本市西区	河内町白浜 天水町小天	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第293号	平成28年3月18日	再指定告示 熊本市と重複
394	四反田3-2 (204-1-009-2)	荒尾市 玉名市	榑 築地	土石流	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	荒尾市と重複
395	四反田3-3 (204-1-009-3)	荒尾市 玉名市	榑 築地	土石流	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	荒尾市と重複
396	金山上3 (204-1-012)	荒尾市 玉名市	金山 岱明町西照寺	土石流	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	荒尾市と重複
397	北坂門田-1 (206-1-050-1)	玉名市	北坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	
398	北坂門田-2 (206-1-050-2)	玉名市	北坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	
399	迎田(迎田1) (361-1-001)	玉名市	岱明町西照寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
400	明神尾-1 (361-1-002-1)	玉名市	岱明町扇崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	
401	明神尾-2 (361-1-002-2)	玉名市	岱明町扇崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	
402	尾崎-1 (361-1-003-1)	玉名市	岱明町野口	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	
403	尾崎-2 (361-1-003-2)	玉名市	岱明町野口	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	
404	迎田(迎田2) (361-2-001)	玉名市	岱明町西照寺	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	
405	野口 (361-2-002)	玉名市	岱明町野口	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	
406	鍋 (361-2-003)	玉名市	岱明町鍋	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第339号	平成28年3月25日	
407	蛇ヶ谷 (206-1-001)	玉名市	立願寺	土石流	○		熊本県告示第366号	平成28年3月25日	
408	尾田1 (363-1-001)	玉名市	天水町尾田 天水町野部田	土石流	○		熊本県告示第366号	平成28年3月25日	
409	尾田2 (363-1-004)	玉名市	天水町尾田 天水町小天	土石流	○		熊本県告示第366号	平成28年3月25日	
410	樽原川 (363-1-005)	玉名市	天水町尾田 天水町小天	土石流	○		熊本県告示第366号	平成28年3月25日	
411	長葉川 (363-1-002)	玉名市 玉東町	天水町尾田 原倉	土石流	○	○	熊本県告示第367号	平成28年3月25日	玉東町と重複
412	尾田3 (363-1-003)	玉名市	天水町尾田	土石流	○	○	熊本県告示第367号	平成28年3月25日	
413	木葉(木葉3) (364-2-003)	玉東町 玉名市	木葉 中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第367号	平成28年3月25日	玉東町と重複
414	奥野1 (206-2-011)	玉名市 和水町	下 日平	土石流	○		熊本県告示第391号	平成29年3月31日	和水町との重複
415	奥野3 (365-1-017)	和水町 玉名市	日平 下	土石流	○		熊本県告示第391号	平成29年3月31日	和水町との重複
416	奥野2 (206-2-013)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第392号	平成29年3月31日	
417	奥野7 (206-2-016)	玉名市	下	土石流	○	○	熊本県告示第392号	平成29年3月31日	
418	奥野1 (365-2-007)	和水町 玉名市	日平 下	土石流	○	○	熊本県告示第392号	平成29年3月31日	和水町との重複
419	奥野2 (365-2-009)	和水町 玉名市	日平 下	土石流	○	○	熊本県告示第392号	平成29年3月31日	和水町との重複
420	横畠1(横畠4)-1 (206-3-003-1)	玉名市	溝上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
421	横畠1(横畠4)-2 (206-3-003-2)	玉名市	溝上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
422	横畠1(横畠4)-3 (206-3-003-3)	玉名市	溝上	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
423	横畠2(横畠5)-1 (206-3-004-1)	玉名市	溝上、青木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
424	横畠2(横畠5)-2 (206-3-004-2)	玉名市	青木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
425	横畠3-1 (206-3-005-1)	玉名市	溝上、青木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
426	横畠3-2 (206-3-005-2)	玉名市	溝上、青木	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
427	上小田中(上小田中2) (206-3-006)	玉名市	上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
428	山田(山田4)-1 (206-3-007-1)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
429	山田(山田4)-2 (206-3-007-2)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
430	山田上1(山田上3) (206-3-008)	玉名市	山田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
431	伊倉北方1(伊倉北方3) (206-3-016)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
432	伊倉北方2(伊倉北方4) (206-3-017)	玉名市	伊倉北方	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
433	上横田(上横田3) (206-3-020)	玉名市	青野、宮原	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
434	屋敷1 (206-3-021)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
435	屋敷2 (206-3-022)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
436	青野本村-1 (206-3-023-1)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
437	青野本村-2 (206-3-023-2)	玉名市	青野	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
438	南坂門田2(南坂門田3) (206-3-025)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
439	南坂1(南坂6)-1 (206-3-026-1)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
440	南坂1(南坂6)-2 (206-3-026-2)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
441	南坂1(南坂6)-3 (206-3-026-3)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
442	南坂2(南坂7) (206-3-027)	玉名市	南坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
443	中坂門田(中坂門田3) (206-3-028)	玉名市	北坂門田、中坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
444	北坂門田(北坂門田2) (206-3-029)	玉名市	北坂門田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
445	田崎2 (206-3-030)	玉名市	田崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
446	田崎1 (206-3-001(人))	玉名市	田崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
447	稲繁 (361-3-001)	玉名市	岱明町開田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
448	船津 (361-3-002)	玉名市	岱明町三崎	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第393号	平成29年3月31日	
449	奥野2 (206-2-059)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第394号	平成29年3月31日	
450	奥野3 (206-2-060)	玉名市	下	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第394号	平成29年3月31日	
451	瀬戸4 (365-2-059)	和水町 玉名市	日平 上小田	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第394号	平成29年3月31日	和水町との重複

※指定に係る公示図書については、熊本県土木部河川港湾局砂防課と玉名地域振興局土木部及び玉名市役所で縦覧できます。



土砂災害警戒区域等は、熊本県「土砂災害情報マップ」で公開されている。URL は、以下のとおりである。<http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/sabo/kuiki/>

資料 2 2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

番号	施設名称	所在地
1	八嘉小学校	田崎 835-25
2	城ヶ崎病院	伊倉北方 265
3	老人保健施設 樹心台	伊倉北方 272
4	玉名第一保育所	繁根木 147
5	横島幼稚園	横島町横島 2345-1
6	横島保育園	横島町横島 2344-1
7	グループホーム ありあけの丘	天水町小天 448
8	有料老人ホーム 湯の郷てんすい	天水町小天 9278-1
9	おおとり幼稚園	岱明町上 60-2
10	北稜高校 (石貫実習地)	石貫 1388-5

資料 2 3 有明広域行政事務組合（消防部門）火災出動計画表

1. 出動体制

平成26年3月24日、高機能指令システム更新に伴い、出動体制を直近選別出動方式とする。

2. 出動種別

火災出動は、第1出動・警報等発令中・第2出動・第3出動・第4出動の5種とする。

(1) 第1出動

火災を認知して直ちに出勤するもの。

(2) 警報等発令中

火災警報発令中に火災が発生した場合に出勤するもの。

(3) 第2出動

消防長が指定した特殊地域・特殊建物に発生したとき、若しくは消防長がその必要を認めるとき出勤するもの。

(4) 第3出動

延焼火災となったとき出勤するもの。

(5) 第4出動

著しく延焼拡大し、全消防力を結集する必要があると認められるとき出勤するもの。

3. 火災出動車両数

区分	種別	第1出動	警報等発令中	第2出動	第3出動	第4出動
市	建物火災	指揮車	ポンプ車 1台	ポンプ車 2台	指揮車	ポンプ車 3台
		ポンプ車 4台				
		救助工作車			ポンプ車 2台	梯子車
		救急車				
中高層建物火災	建物火災の第2出動を第1出動、第3出動を第2出動、第4出動を第3出動とする。					
特殊建物火災						
特殊地域火災						

資料 2 4 人員車両関係

消防職員の配置状況

(令和4年4月1日現在)

区分		消防正監	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	事務吏員	計
消防本部	消防長	1									1
	次長		1								1
	総務課				1	4	1	2			8
	予防課			1	2	1	2	1			7
	消防課			1	2	1	1				5
	指令課			1	4	3	3	3			14
	派遣・入校					0		0	7		7
	計	1	1	3	9	9	7	6	7	0	43
荒尾消防署	本署			1	6	10	7	10	9		43
	緑丘庁舎				1	1	4	3	1		10
	長洲分署				2	4	2	7	3		18
	南関分署				2	2	2	2	2		10
	計	0	0	1	11	17	15	22	15	0	81
玉名消防署	本署			1	6	11	11	14	10		53
	天水分署				1	2	3	3	1		10
	和水菊水分署				1	2	3	2	2		10
	和水三加和分署				1	2	3	3	1		10
	玉東分署				1	2	3	3	1		10
	計	0	0	1	10	19	23	25	15	0	93
合計		1	1	5	30	45	45	53	37	0	217

消防車両等の配置状況

(令和4年4月1日現在)

所属別	水槽付 消防ポンプ車	消防ポンプ車	化学車	救助工作車	梯子車	水槽車	高規格救急車	指揮車	支援車 又は輸送車	広報車	計
消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6
荒尾消防署	2	1	0	1	1	0	2	1	1	3	12
緑丘庁舎	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
南関分署	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
長洲分署	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
玉名消防署	2	1	1	1	1	1	3	1	2	2	15
天水分署	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
和水菊水分署	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
玉東分署	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3
和水三加和分署	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
計	10	3	1	2	2	1	12	2	3	17	53

資料 2 5 有明広域事務組合消防施設機械関係

(1) 有明広域行政事務組合消防電話架設状況						
架設場所	指令専用電話	転送電話	高速直通電話	一般加入電話	防災放送装置	計
消防本部				6		6
災害情報指令センター	10	2	1	2	9	24
荒尾消防署				1		1
緑丘庁舎				1		1
南関分署				1		1
長洲分署				1		1
玉名消防署				1		1
天水分署				1		1
和水菊水分署				1		1
和水三加和分署				1		1
玉東分署				1		1
合計	10	2	1	17	9	39

(2) 消防無線電話設置状況

設置場所	固定基地局	陸上移動局 () 携帯	計	備考
消防本部		2(1)	2(1)	波数 ・統制派 3 ・主運用派 1 ・活動派 4
災害情報指令センター	固定局1	2	固定局1 2	
荒尾消防署		12(6)	12(6)	無線従事者 航空特殊無線技士:3名 第1級陸上特殊無線技士:4名 第2級陸上特殊無線技士:78名 第3級陸上特殊無線技士:91名 主任無線従事者:9名
緑丘庁舎		2(1)	2(1)	
南関分署		2(2)	2(2)	
長洲分署		2(2)	2(2)	
玉名消防署		14(7)	14(7)	
天水分署		2(2)	2(2)	
和水菊水分署		2(2)	2(2)	
和水三加和分署		2(2)	2(2)	
玉東分署		2(2)	2(2)	
三ノ岳中継基地局 (熊本市西区河内町)	基地局1 固定局1		基地局1 固定局1	
三池山中中継基地局 (大牟田市)	基地局1 固定局1		基地局1 固定局1	
計	固定3/基地2	44(27)	44(27) 固定3/基地2	

資料 28 震度観測施設一覧

観測局	観測点所在地	震度計設置機関名
玉名	玉名市築地	気象庁
中尾	玉名市中尾380(玉名中学校)	独立行政法人防災科学技術研究所
岱明	玉名市岱明町野口2129(岱明支所)	熊本県
横島	玉名市横島町横島3644(横島支所)	熊本県
天水	玉名市天水町小天7195-5(天水支所)	熊本県

資料 29 玉名市安心メール

玉名市 安心メール

玉名の情報をいち早くあなたのもとへ

玉名市役所では、登録された方の携帯電話やパソコンのメールに、玉名市の火災など消防に関する情報、気象警報などの防災に関する情報、その他安心安全に関する緊急情報などをお知らせするサービスを行っています。

- 消防情報**
火災情報など
- 防災情報**
気象警報など
- 行方不明者情報**
認知症の方による徘徊など
- 安心安全情報**
防犯に関する情報など

登録方法は、お手持ちの携帯電話・パソコンから

tma@123123.tv

へ空メールを送信

登録サイトへのアドレスが返信されますので、操作手順に従い、登録してください。携帯電話の設定によってはメールが拒否されますので、@123123.tvからのメールを受信できるよう、事前設定(ドメイン指定など)してください。

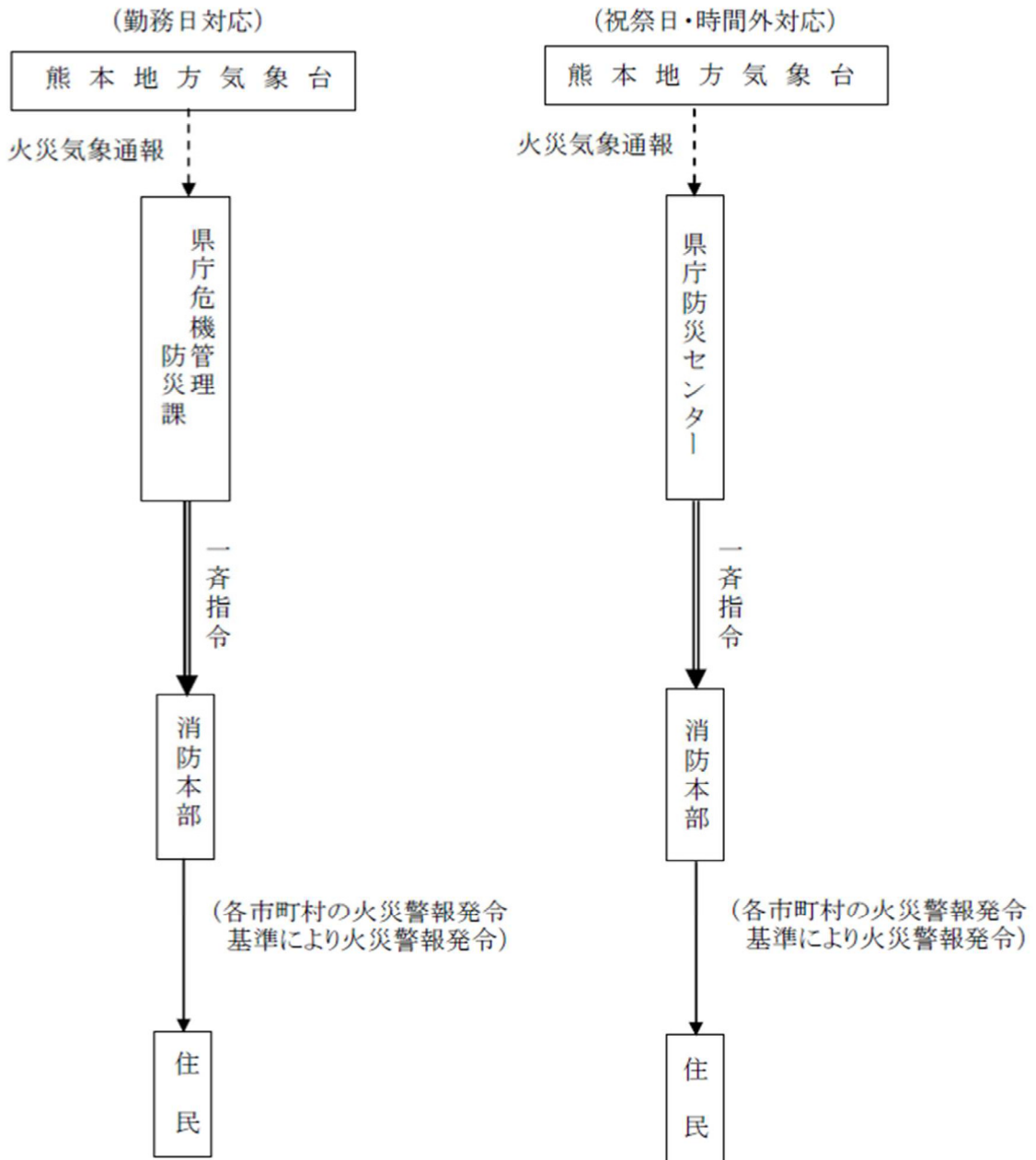
※登録料は無料ですが、メールの受信にかかる通信料は自己負担となります。

お問い合わせ先
●玉名市役所 防災安全課 防災消防係 TEL 0968-75-1130

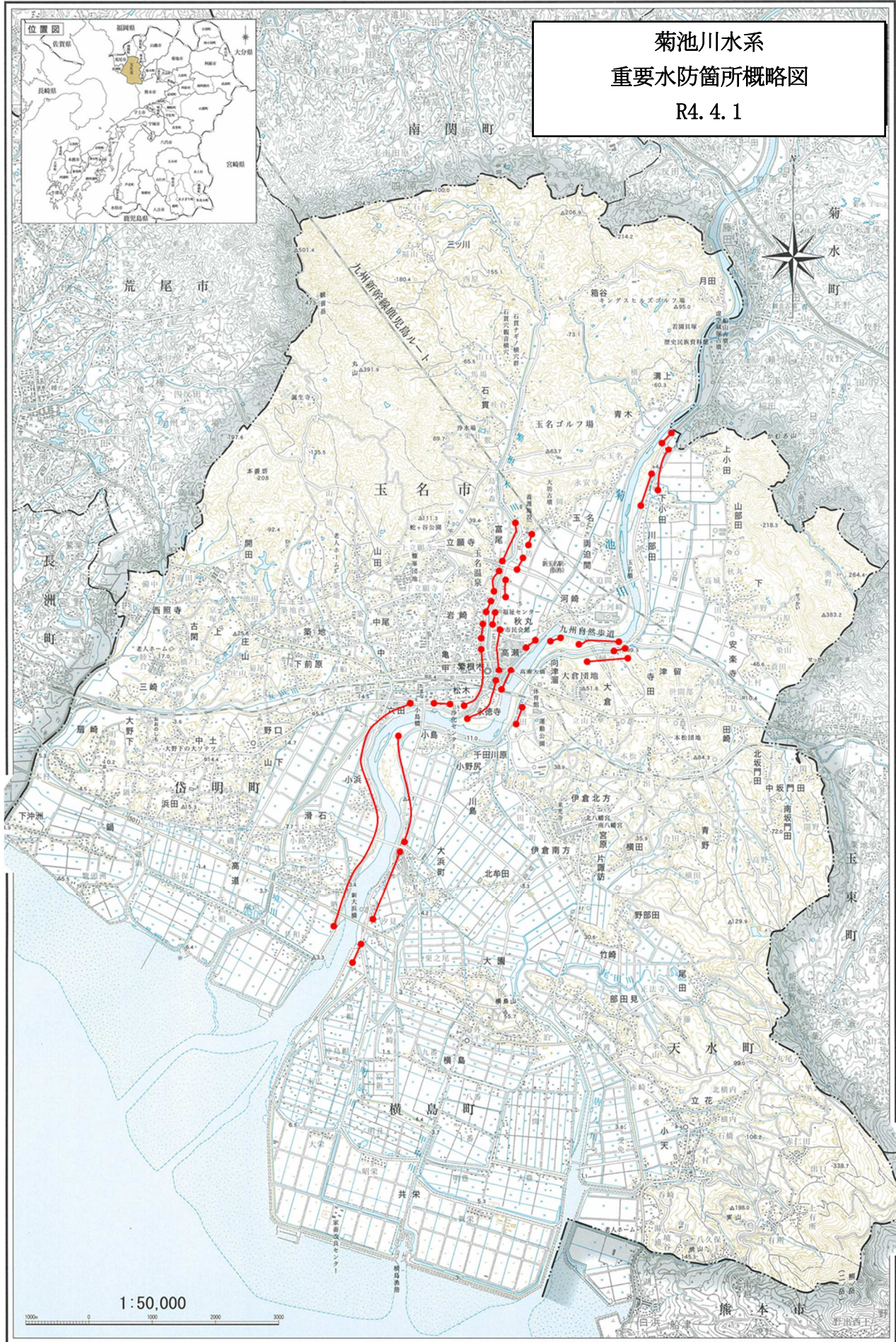
資料30 火災気象通報及び火災警報の伝達系統図

火災気象通報の発令および解除は、消防法第22条に基づき、次の系統により迅速、かつ確実に伝達する。

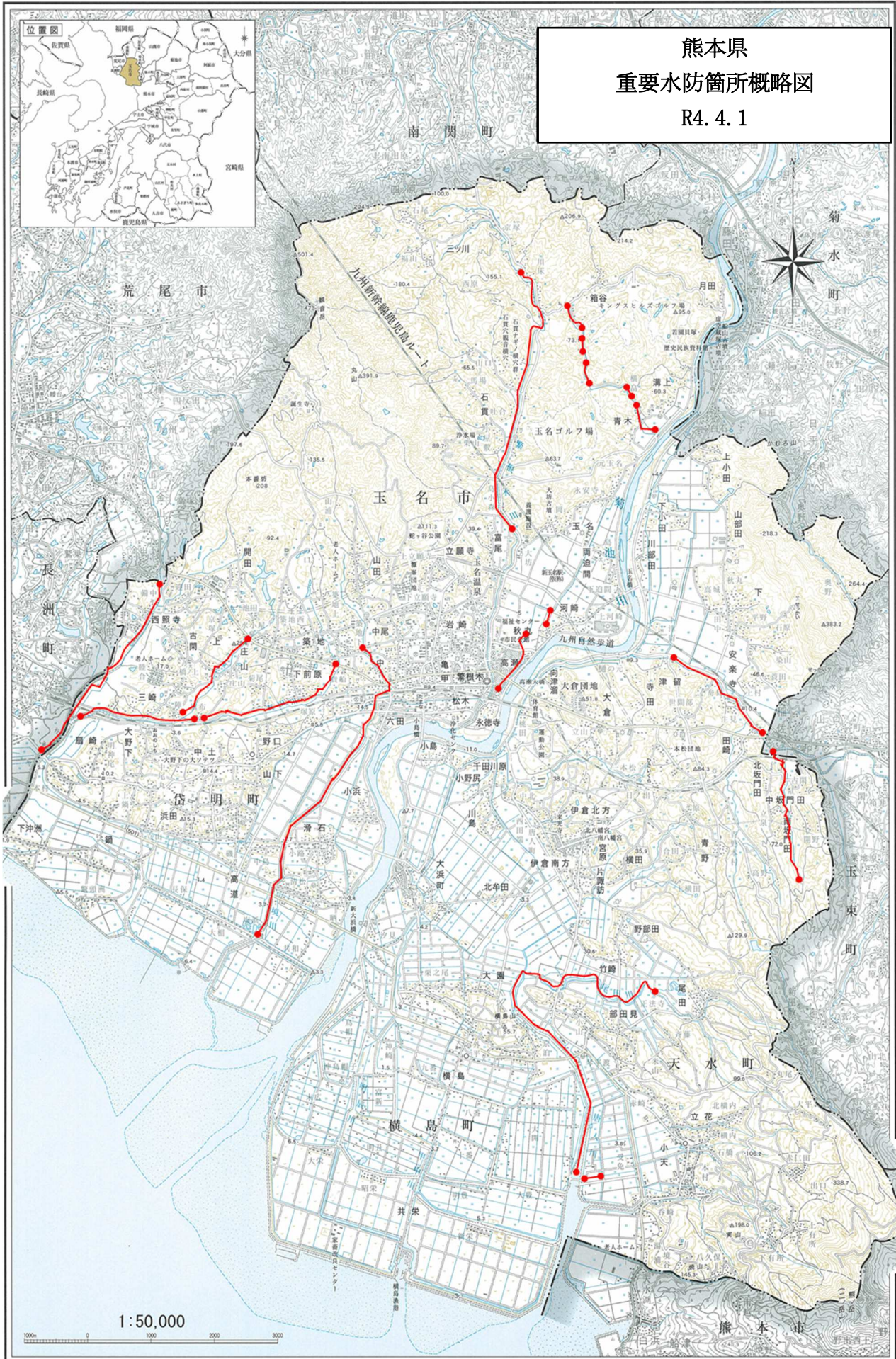
ただし、火災警報は、市町村長が火災予防上危険があると認めるときに発令するものとする。



資料 3 2 市における重要水防箇所



熊本県
重要水防箇所概略図
R4. 4. 1



重要水防箇所は、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるものである。

<重要度>

A	水防上最も重要な区間	背後地に家屋密集地あるいは主要公共施設があり、甚大な被害が予想される区域
B	水防上重要な区間	背後地に家屋あるいは公共施設があり、被害が予想される区域
C	要注意区間	背後地に農地等があり、被害が予想される区域

1 河川

<県知事管理区間（Aランク）>

河川名	振興局等名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
木葉川	玉名振興局	玉名市木葉～	右岸 1,855	堤防高不足	積み土のう工
			左岸 1,910		
三蔵川	玉名振興局	玉名市箱谷～	右岸 160	堤防高不足	積み土のう工
			左岸 0		
唐人川	玉名振興局	玉名市横島町～	右岸 3,000 左岸 3,000	法崩れすべり	補強
境川	玉名振興局	玉名市滑石～	右岸 0	堤防高不足	積み土のう工
			左岸 850		
			右岸 500 左岸 0		
		玉名市岱明町～	右岸 1,800 左岸 1,500	堤防高不足	積み土のう工

<県知事管理区間（Bランク）>

河川名	振興局等名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
木葉川	玉名振興局	玉名市田崎～ 玉東町木葉	右岸 1,855	堤防高不足	積み土のう工
			左岸 1,910		
繁根木川	玉名振興局	玉名市富尾～ 玉名市三ツ川	右岸 4,200	堤防高不足	積み土のう工
			左岸 4,200		

河川名	振興局等名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
三蔵川	玉名振興局	玉名市青木～ 玉名市溝上	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
		玉名市溝上～	右岸 60 左岸 60	堤防高不足	積み土のう工
		玉名市青木～	右岸 60 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
		玉名市青木～ 玉名市箱谷	右岸 0 左岸 280	堤防高不足	積み土のう工
		玉名市箱谷～	右岸 520 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
裏川	玉名振興局	玉名市秋丸～	右岸 250 左岸 250	堤防高不足	積み土のう工
		玉名市秋丸～	右岸 950 左岸 950	堤防高不足	積み土のう工
境川	玉名振興局	玉名市滑石～	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
		玉名市岱明町～	右岸 250 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
		玉名市滑石～ 玉名市六田	右岸 0 左岸 2,150	堤防高不足	積み土のう工
		玉名市岱明町～	右岸 1,950 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
尾田川	玉名振興局	玉名市天水町～	右岸 3,015 左岸 3,015	堤防高不足	積み土のう工

< 県知事管理区間 (Cランク) >

河川名	振興局等名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
友田川	玉名振興局	玉名市岱明町～	右岸 3,600 左岸 3,600	堤防高不足	積み土のう工
		玉名市岱明町～	右岸 1,327 左岸 1,327	堤防高不足	積み土のう工
今泉川	玉名振興局	玉名市岱明町～	右岸 1,761 左岸 1,761	堤防高不足	積み土のう工
行末川	玉名振興局	玉名市岱明町～ 長洲町折崎	右岸 3,901 左岸 3,901	法崩れすべり	積み土のう工

<国土交通大臣管理区間（Aランク）>

堤防

名称	地先名	右・左岸	位置	延長(m)	備考	水防工法
菊池川	玉名市 小島	左岸	4/100 ~4/500	400	堤防断面 A (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 滑石	右岸	2/100 ~2/300	200	堤防高 B、堤防断面 A (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 滑石	右岸	2/300 ~2/700	400	堤防断面 A (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 滑石	右岸	2/700 ~2/900	200	堤防断面 A、漏水 B (築堤未施工による流下能力不足) 等	シート張り工 月の輪工
繁根木 川	玉名市 玉名	左岸	2/100 ~2/300	200	堤防高 B、堤防断面 A (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 岩崎	右岸	1/700 ~1/900	200	堤防高 B、堤防断面 A (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 河崎~ 富尾	右岸	2/100 ~2/500	400	堤防高 B、堤防断面 A (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工

<国土交通大臣管理区間（Bランク）>

堤防

名称	地先名	右・左岸	位置	延長(m)	備考	水防工法
菊池川	玉名市 大浜町	左岸	1/500 ~1/700	200	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 大浜町	左岸	3/300 ~4/100	800	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 小島	左岸	4/500 ~4/900	400	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 向津留	左岸	8/500 ~8/700	200	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 向津留 ~寺田	左岸	9/100 ~9/300	200	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 寺田	左岸	9/300 ~9/500	200	堤防高 B、堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 津留	左岸	9/500 ~9/700	200	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工

名称	地先名	右・左岸	位置	延長(m)	備考	水防工法
菊池川	玉名市 玉名	左岸	11/900 ~12/300	400	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 玉名	左岸	12/300 ~12/500	200	堤防 B、漏水 B (築堤未施工による流下能力不足) (堤防詳細点検の結果より所要の対策未施工)	シート張り工 月の輪工
	玉名市玉 名	左岸	12/500 ~12/700	200	漏水 B (堤防詳細点検の結果より所要の対策未施工)	月の輪工
	玉名市 上小田	左岸	12/900 ~13/100	200	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 上小田~ 瀬川	左岸	13/300 ~13/700	400	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 滑石	右岸	1/900 ~2/100	200	堤防高 B、堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 小浜	右岸	2/900 ~3/300	400	漏水 B (堤防詳細点検の結果より所要の対策未施工)	月の輪工
	玉名市 小浜	右岸	3/300 ~3/700	400	堤防断面 B、漏水 B (築堤未施工による流下能力不足) (堤防詳細点検の結果より所要の対策未施工)	シート張り工 月の輪工
	玉名市 小浜~六 田	右岸	3/700 ~5/500	1,800	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 松本	右岸	5/700 ~6/100	400	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 高瀬	右岸	7/300 ~7/700	400	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 秋丸	右岸	8/100 ~8/300	200	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
繁根木川	玉名市 松本	左岸	0/000 ~0/100	100	堤防高 B、堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 松本~永 徳寺	左岸	0/100 ~0/500	400	漏水 B (堤防詳細点検の結果より所要の対策未施工)	シート張り工
	玉名市 高瀬	左岸	0/700 ~0/900	200	堤防断面 B、漏水 B (築堤未施工による流下能力不足) (堤防詳細点検の結果より所要の対策未施工)	シート張り工

名称	地先名	右・左岸	位置	延長 (m)	備考	水防工法
繁根木川	玉名市 高瀬	左岸	0/900 ~1/100	200	堤防高 B (河道内掘削未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 岩崎	左岸	1/100 ~1/300	200	堤防高 B、堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 岩崎	左岸	1/300 ~1/500	200	堤防高 B (河道内掘削未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市玉名	左岸	2/500 ~2/700	200	堤防高 B (河道内掘削未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 玉名	左岸	2/900 ~3/000	100	堤防高 B (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 松本	右岸	0/000 ~0/300	300	堤防断面 B、漏水 B (築堤未施工による流下能力不足) (堤防詳細点検の結果より所要の対策未施工)	シート張り工 月の輪工
	玉名市 松本~繁根木	右岸	0/300 ~0/500	200	漏水 B (堤防詳細点検の結果より所要の対策未施工)	月の輪工
	玉名市 繁根木	右岸	0/500 ~0/700	200	漏水 B (堤防詳細点検の結果より所要の対策未施工)	月の輪工
繁根木川	玉名市 繁根木	右岸	0/700 ~0/900	200	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 繁根木~岩崎	右岸	0/900 ~1/100	200	堤防高 B、堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 岩崎	右岸	1/300 ~1/700	400	堤防高 B (河道内掘削未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 岩崎	右岸	1/900 ~2/100	200	堤防高 B (河道内掘削未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 富尾	右岸	2/500 ~2/900	400	堤防高 B、堤防断面 B (築堤・稼働内掘削未施工による流下能力 不足) 策未施工)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 富尾	右岸	2/900 ~3/300	100	堤防断面 B (築堤・稼働内掘削未施工による流下能力 不足) 策未施工)	シート張り工
木葉川	玉名市 向津留	左岸	0/100 ~0/500	400	堤防高 B、堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
	玉名市 向津留	左岸	0/500 ~0/700	200	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 向津留	左岸	0/700 ~0/900	200	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工
	玉名市 向津留	右岸	0/500 ~0/900	400	堤防断面 B (築堤未施工による流下能力不足)	シート張り工

工作物

名称	地先名	位置	備考
菊池川	玉名市永徳寺	7/375	桁下高不足（高瀬川鉄道橋（上り））
	玉名市大倉	7/390	桁下高不足（高瀬川鉄道橋（下り））
	玉名市大倉	7/715	桁下高不足（高瀬大橋）
繁根木川	玉名市繁根木	0/525	桁下高不足（永徳寺橋（潜橋））
	玉名市高瀬	0/846	桁下高不足（錦橋）
	玉名市高瀬	0/896	桁下高不足（学校前橋）
	玉名市高瀬	1/020	桁下高不足（横町橋）
	玉名市高瀬	1/110	桁下高不足（錦水橋）
	台帳無し	1/120	桁下高不足（水管橋）
	玉名市岩崎	1/160	桁下高不足（岩崎橋）
	玉名市岩崎	1/495	桁下高不足（立願寺橋）
	玉名市岩崎	1/990	桁下高不足（高津原橋）
	玉名市富尾	2/500	桁下高不足（富尾橋）
木葉川	玉名市向津留	（本川） 8/820	桁下高不足（昭八橋）
	玉名市寺田	（本川） 9/630	桁下高不足（寺田橋）
	玉名市津留	1/024	桁下高不足（新津留橋）
	玉名市津留	0/355	桁下高不足（高橋）

要注意

名称	地先名	右・左岸	位置	延長(m)	備考	水防工法
菊池川	玉名市大浜町	左岸	0/002	1	陸閘（角落し）	土のう積み工
	玉名市大浜町	左岸	0/258	1	陸閘（角落し）	土のう積み工
	玉名市大浜町	左岸	2/100 ~2/300	200	平成 28 年度築堤（築堤 3 年）	—
	玉名市大浜町	左岸	2/300 ~2/900	600	平成 28 年度築堤（築堤 3 年）	—
	玉名市大浜町	左岸	2/900 ~3/100	200	平成 28 年度築堤（築堤 3 年）	—
	玉名市伊倉北方	左岸	7/000 ~7/200	200	旧川跡	シート張り工

名称	地先名	右・左岸	位置	延長(m)	備考	水防工法
菊池川	玉名市 玉名	左岸	12/250 ～ 12/800	550	旧川跡	—
	玉名市 滑石	右岸	0/078	6	陸閘（角落し）	土のう積み工
	玉名市 滑石	右岸	0/175	1	陸閘（角落し） （河川横断工作物による河積阻害）	土のう積み工
	玉名市 滑石	右岸	0/634	1	陸閘（角落し） （河川横断工作物による河積阻害）	土のう積み工
	玉名市 滑石	右岸	0/768	1	陸閘（角落し）	土のう積み工
	玉名市 滑石	右岸	1/059	2	陸閘（角落し）	土のう積み工
	玉名市 滑石	右岸	1/229	2	陸閘（角落し）	土のう積み工
	玉名市 滑石	右岸	1/650	28	陸閘（角落し）	土のう積み工
	玉名市 月田	右岸	15/859 ～ 16/100	220	破堤跡（平成2年7月出水）	シート張り工

重要区間

名称	地先名	右・左岸	位置	延長(m)	備考	水防工法
菊池川	玉名市 滑石	右岸	2/100 ～2/300	200	堤防高B、堤防断面A （築堤未施工による流下能力 不足）	土のう積み工 シート張り工

2 道路

路線名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
玉名立花線	玉名市河崎～	400	冠水	遮断
大浜小天線	玉名市天水町小天～	350	冠水	遮断

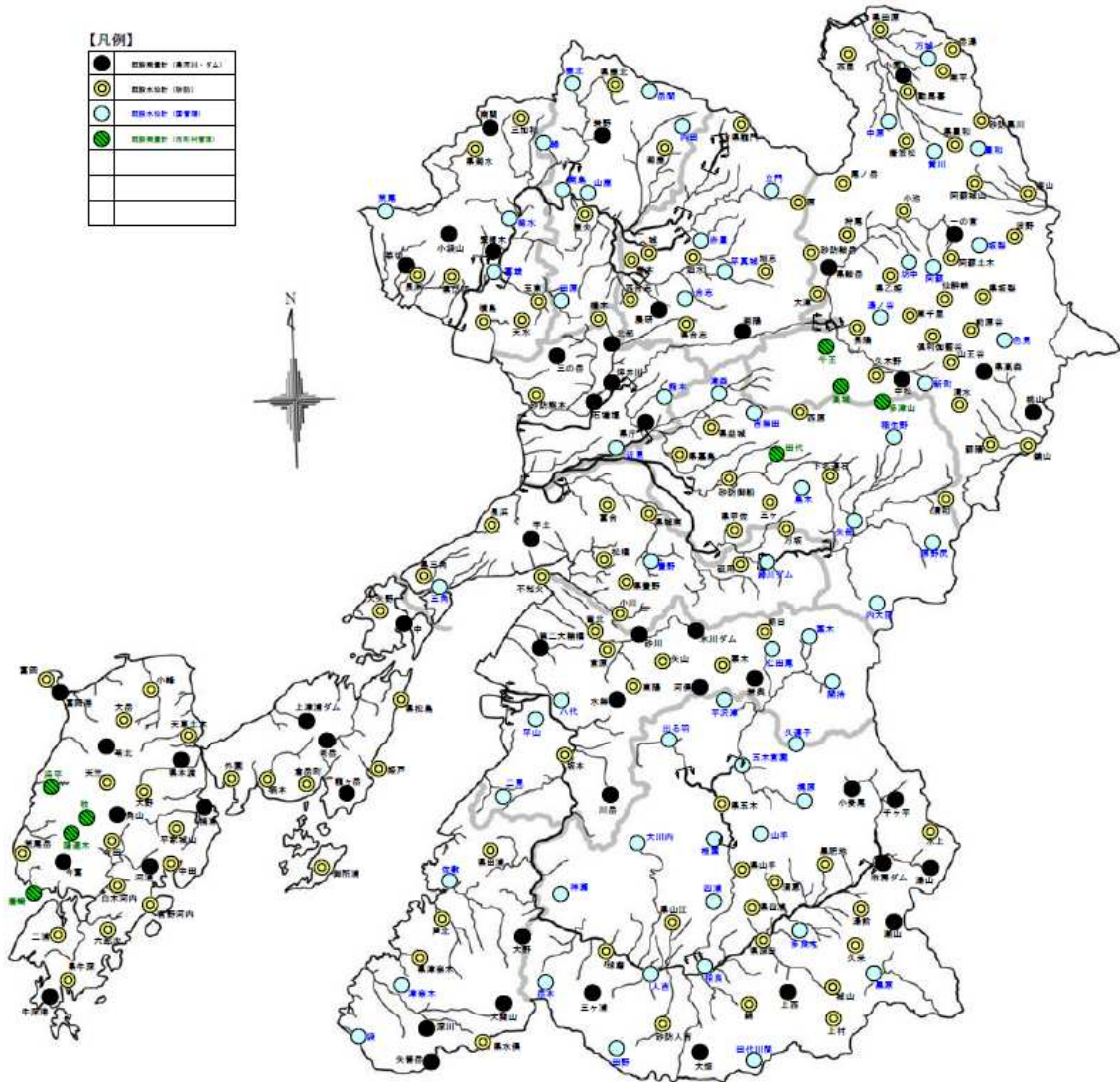
資料 3 3 熊本県水防情報システム観測局配置図

(雨量局)

平成30年4月現在

【凡例】

●	観測雨量計 (湧水計・ダム)
○	観測雨量計 (砂防)
○	観測雨量計 (標準)
○	観測雨量計 (湧水計)
○	
○	



玉 名	1	南 関	玉名郡南関町関東	県河川
	2	小岱山	荒尾市府本	県河川
	3	繁根木	玉名市石貴	県河川
	4	菜 切	荒尾市菰屋	県河川
	5	緑	玉名郡和水町板楠	国菊池川
	6	菊 水	玉名郡和水町瀬川	国菊池川
	7	荒 尾	荒尾市宮内字大門	国熊本
	8	富 尾	玉名市玉名字晩次郎	国熊本
	9	三加和	玉名郡和水町上和仁	県砂防
	10	県菊水	玉名郡和水町竈門	県砂防
	11	玉 東	玉名郡玉東町二俣	県砂防
	12	天 水	玉名市天水町小天	県砂防
	13	横 島	玉名市横島町横島	県砂防
	14	県岱明	玉名市岱明町浜田	県砂防
	15	長 洲	玉名郡長洲町永塩	県砂防

資料 3 4 水防活動状況報告書

第1号様式											
水防活動実施状況報告書											
報告年月日	平成 年 月 日						作成責任者			印	
水防実施の台風又は豪雨名							管理団体名			指定・非指定の別	
出水の概況							区分	管理団体分	県支出分	計	
水防実施の場所							所要経費	人件費	円	円	円
実施日時	自 年 月 日 時		至 年 月 日 時					手当	円	円	円
実施人員	水防団員	消防団員	その他	計			物件費	その他	円	円	円
水防活動の概況及び工法・延長	人	人	人	人				計	円	円	円
								資材費	円	円	円
								器材費	円	円	円
								燃料費	円	円	円
						雑費	円	円	円		
						計	円	円	円		
水防の結果	効果	堤防	田畑	家屋	鉄道	道路	その他	使用	円	円	円
		m	ha	戸	m	m		吹	kg	kg	kg
	被害	m	ha	戸	m	m		縄	円	円	円
		円	円	円	円	円	円	丸太	本	本	本
	被害額	円	円	円	円	円	円	その他	円	円	円
						計	円	円	円		
他団体よりの応援状況							立退きの状況及び指示理由				
居住者出勤状況							水防功労者の所属、職氏名・年齢及び功績概要				
警察の応援状況							堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要する場合はその場所・状況				
現地指導員の職・氏名							水防活動に関する自己批判(反省点)				
水防関係者の死傷							備考				

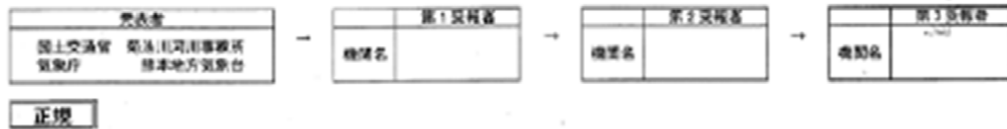
水防活動実施報告書

報告年月日	平成 年 月 日					地域振興局等名			
水防実施の 台風又は 豪雨名	出水の概況	水防実施 の場所	水防実施 日時及び 終結日時	実施人員数	水防活動 の概況	水防の効果		被害	所要経費概算 〔県費〕
				水防団員 人		堤防	m	m	m
				消防団員 人		田畑	ha	ha	ha
				県水防要員 人		家屋	戸	戸	戸
				その他 人		鉄道	m	m	m
				合計 人		道路	m	m	m
						その他			
						使用資材			
					品名	管理団体分		県支出分	
						数量	金額	数量	金額

※ 本表は、地域振興局（土木事務所）にて作成する総括表

資料35 予報文例（菊池川）

付図3 洪水予報の発表形式イメージ



菊池川水系はん濫注意情報

菊池川水系洪水予報第1号
洪水注意報（発表）
平成24年12月13日10時30分
菊池川河川事務所・熊本地方気象台 共同発表

（見出し）

菊池川水系では、はん濫注意水位（レベル2）に到達 水位はさらに上昇

（主 文）

菊池川の玉名水位観測所（玉名市）では、13日10時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

菊池川の山鹿水位観測所（山鹿市）では、13日10時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

菊池川の広瀬水位観測所（菊池市）では、13日10時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

合志川の佐野水位観測所（菊池市）では、13日10時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	12日09時00分～13日09時00分 までの流域平均雨量	13日09時00分～13日12時00分 までの流域平均雨量の見込み
菊池川上流域	136ミリ	30ミリ

流域	12日09時00分～13日09時00分 までの流域平均雨量	13日09時00分～13日12時00分 までの流域平均雨量の見込み
菊池川中流域	131ミリ	40ミリ

流域	12日09時00分～13日09時00分 までの流域平均雨量	13日09時00分～13日12時00分 までの流域平均雨量の見込み
菊池川流域	116ミリ	40ミリ

流域	12日09時00分～13日09時00分 までの流域平均雨量	13日09時00分～13日12時00分 までの流域平均雨量の見込み
合志川流域	116ミリ	40ミリ

(水位)

菊池川水系の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
玉名 水位観測所 (玉名市)	13日13時20分の状況	4.50				
	13日14時20分の予測	4.50				
	13日15時20分の予測	5.00				
	13日16時20分の予測	5.00				
山鹿 水位観測所 (山鹿市)	13日13時20分の状況	4.10				
	13日14時20分の予測	4.40				
	13日15時20分の予測	4.80				
	13日16時20分の予測	5.00				
広瀬 水位観測所 (菊池市)	13日13時20分の状況	2.80				
	13日14時20分の予測	2.80				
	13日15時20分の予測	3.20				
	13日16時20分の予測	3.35				
世野 水位観測所 (菊池市)	13日13時20分の状況	2.70				
	13日14時20分の予測	2.75				
	13日15時20分の予測	2.75				
	13日16時20分の予測	2.75				

水位のグラフは各水位閾を極分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を極分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	玉名 水位観測所	山鹿 水位観測所	広瀬 水位観測所
	玉名市	山鹿市	菊池市
レベル4 はん濫危険水位*	5.30	5.30	3.90
レベル3 避難判断水位*	5.30	5.90	3.00
レベル2 はん濫注意水位	4.40	4.00	2.70
レベル1 水防団待機水位	3.50	3.20	1.50
受け持ち区間	菊池川	菊池川	菊池川
	左岸 玉名市から和水町 右岸 玉名市から和水町	左岸 和水町から山鹿市 右岸 和水町から山鹿市	左岸 山鹿市から菊池市 右岸 山鹿市から菊池市
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	熊本県玉名郡和水町大江田地区、 熊本県玉名郡和水町原口地区	熊本県玉名郡和水町大屋地区、 熊本県山鹿市植井地区	熊本県菊池市出田地区
観測所名	世野 水位観測所		
	菊池市		
	レベル4 はん濫危険水位*	3.10	
	レベル3 避難判断水位*	2.80	
レベル2 はん濫注意水位	2.70		
レベル1 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	合志川		
	左岸 山鹿市から菊池市 右岸 山鹿市から菊池市		
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	熊本県熊本市植木町出田地区		

*避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区画内の第1位危険箇所の避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

資料 3 6 災害時協定書

災害時における救援物資提供に関する協定書

玉名市(以下「甲」という。)と熊本ヤクルト株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資の提供について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時において避難所に避難した市民の健康を保持するため救援物資の提供について必要な事項を定める。

(応援の内容)

第 2 条 甲の管内において市内に災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に定める災害が発生し、又発生するおそれがある場合において、法第 23 条第 1 項に定める災害対策本部(以下「本部」という。)が設置され、当該本部から乙に対し救援物資(以下「飲料水」という。)の提供について要請があったときは、乙は甲に対し次の各号に掲げる内容により提供するものとする。

(1) 乙が甲の管内に設置した乙の災害救済型自動販売機(以下「自販機」という。)

内の飲料水を甲に無償提供する。

(2) 前号に掲げる飲料水を提供してもなお不足を生じる場合には、自販機 1 台につき 500ml ペットボトル入り飲料水 480 本を無償提供する。

(3) 前 2 号に掲げる飲料水を提供してもなお不足する場合は、甲乙協議のうえできるだけ速やかに市の指定する場所に搬入する。なお、この場合における飲料水は有償とし、その対価は甲が負担するものとし、甲乙協議のうえ価格等を決定するものとする。

(設置及び撤去)

第 3 条 乙は、自販機の設置及び撤去については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(設置等の費用負担)

第 4 条 自販機の設置、撤去及び維持管理費については、乙が負担するものとする。

(期間)

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年とする。ただし、甲乙いずれから協定の解約の申し出がない限りさらに 1 年延長させるものとし、その後も同様とする。

(協定の解消)

第 6 条 本協定の解約の申し出については、期間満了前 1 か月までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第 7 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要事項その他協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成19年4月1日

甲 玉名市繁根木163番地
玉名市長 島津 勇典

乙 熊本市南高江町1丁目13番地1
熊本ヤクルト株式会社
代表取締役社長 栗山 幸治

災害時における救援物資提供に関する協定書

玉名市(以下「甲」という。)と南九州ペプシコーラ販売株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資の提供について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において避難所に避難した市民の健康を保持するため救援物資の提供について必要な事項を定める。

(応援の内容)

第2条 甲の管内において市内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1項に定める災害が発生し、又発生するおそれがある場合において、法第23条第1号に定める災害対策本部(以下「本部」という。)が設置され、本部から乙に対し救援物資(以下「飲料水」という。)の提供について要請があったときは、乙は甲に対し次の各号に掲げる内容により提供するものとする。

- (1) 乙が甲の管内に設置した乙の緊急時対応型飲料水自動販売機(以下「自販機」という。)内の飲料水を甲に無償提供する。
- (2) 前号に掲げる飲料水を提供してもなお不足する場合は、甲乙協議のうえできるだけ速やかに市の指定する場所に搬入、無償提供するものとする。

(設置及び撤去)

第3条 乙は、自販機の設置及び撤去については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(設置等の費用の負担)

第4条 自販機の設置、撤去及び維持管理費については、乙が負担するものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲乙いずれから協定の解約の申し出がない限りさらに1年延長させるものとし、その後も同様とする。

(協定の解消)

第6条 本協定の解約の申し出については、期間満了前1か月までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要事項その他協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 玉名市繁根木163番地
玉名市長 島津 勇典

乙 熊本市桜町3番35号 サンコービル5階
南九州ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 田中等

災害時における救援物資供給に関する協定書

玉名市(以下「甲」という。)とNPO 法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備える

ものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年8月8日

甲 熊本県玉名市繁根木163番地
玉名市長 島津 勇典

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

災害時における救援物資供給に関する協定書

玉名市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資の供給について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において避難所に避難した市民の健康を保持するため救援物資の供給について必要な事項を定める。

(応援の内容)

第2条 甲の管内において市内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1項に定める災害が発生し、又発生するおそれがある場合において、法第23条第1項に定める災害対策本部(以下「本部」という。)が設置され、当該本部から乙に対し救援物資(以下「飲料水」という。)の提供について要請があったときは、乙は甲に対し次の各号に掲げる内容により提供するものとする。

- (1) 乙が甲の管内に設置した乙の災害救済型自動販売機(以下「自販機」という。)内の全商品と20ペットボトル入り飲料水(ポカリスエット)を50ケース、10ペットボトル入り飲料水(クリスタルガイザー)30ケースを甲に無償提供する。
- (2) 前号に掲げる飲料水等を提供してもなお不足を生じる場合には、乙はできる限り早く供給可能な数量の飲料水等を甲に無償提供する。
- (3) 災害の状況により、甲乙の管内に入るための運送経路を遮断された場合はこの限りではない。
- (4) 災害の状況により、乙の飲料水の在庫保管場所、製造工場などに被害が発生して在庫を確保できない場合はこの限りではない。

(設置及び撤去)

第3条 乙は、自販機の設置及び撤去については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(設置等の費用負担)

第4条 自販機の設置、撤去及び維持管理費については、乙が負担するものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲乙いずれから協定の解約の申し出がない限りさらに1年延長させるものとし、その後も同様とする。

(協定の解消)

第6条 本協定の解約の申し出については、期間満了前1か月までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要事項その他協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年8月8日

甲 玉名市繁根木163番地
玉名市長 島津 勇典

乙 熊本市辛島町3番20号 NBF 熊本ビル9F
大塚製薬株式会社 熊本支店
支店長 渡 壁 勝 己

災害時における応急対策活動に関する協定書

玉名市(以下「甲」という。)と玉名市建設協会(以下「乙」という。)は、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

(応急対策活動の内容)

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共施設における簡易な応急処置
- (3) 甲が緊急に行なう必要があると認め、指示する応急処置

(協力要請)

第3条 甲は、前条の応急活動を実施する必要があると認めるときは、応急活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまのない場合はこの限りではない。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

(応急対策活動経費)

第4条 乙の応急対策活動に要する経費(以下「応急対策活動経費」という。)は甲の負担とする。

2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲乙が協議して定めるものとする。

(第三者に対する損害)

第5条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙が協議してその賠償をするものとする。

(連絡体制の確立)

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報交換等)

第7条 甲乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行なうとともに、必要な連絡及び調整を行なうものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員の保有する建設機械、車両等の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第8条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙については理事長をもって充てる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月2日

甲 熊本県玉名市繁根木163番地
玉名市長 島津 勇典

乙 熊本県玉名市玉名2086番地2
玉名市建設協会
理事長 山田 司郎

災害時における応急対策活動に関する協定書

玉名市(以下「甲」という。)と玉名電気工事業協同組合(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害(以下「災害等」という。)により被害が発生し、甲独自では十分なライフラインへの受電、送電、復旧活動等(以下「応急対策活動」という。)が実施できない場合において、乙の協力により応急対策活動を円滑に遂行することを目的として、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 甲が実施する応急対策活動に対する乙の応援(以下「応援」という。)内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急受電及び応急送電活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 情報収集及び広報活動
- (4) その他必要な活動

(応急応援の手続き)

第2条 甲は、災害等による被害が発生し、甲が実施する応急対策活動について、乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応援を要請することができる。

(応援の実施)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、他の業務に優先し、直ちに応援を行うための体制を整え、要請があった人員、資機材等を出動させ、甲が実施する応急復旧活動に積極的に協力するものとする。

2 前項により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応援に従事するものとする。

(報告)

第4条 乙は、応急対策業務終了後に、乙の提供した資機材等の数量及び作業内容について甲に報告書を提出するものとする。また、この協定による応援に協力できる人員及び調達可能な資機材等の状況を把握し、毎年甲へ報告するものとする。

(費用負担)

第5条 乙が、この協定に基づく応援に要した費用については、協議のうえ、甲が負担するものとする。

2 前条に定める費用の請求については、応急対策業務終了後、前条で定める報告書の提出と併せて請求するものとする。

3 甲は、前項の請求内容を審査し適当と認めたときは、これを乙に支払うものとする。

(労務補償)

第6条 応援により組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙は組合員の労災保険等により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援のための連絡責任者を定め、災害等が発生したとき、必要な情報を速やかに相互に交換するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し入れがないときは、この協定は、更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 乙は、応急対策活動に参加したことをもって甲に対し、請負等の契約に基づく受注を求めてはならない。

2 この協定に定めのない事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方が記名捺印の上、各自1通保有するものとする。

平成23年3月30日

甲 玉名市
代表者 玉名市長 高 寄 哲 哉
乙 熊本県玉名市繁根木311番地18
玉名電気工事業協同組合
理事長 今 村 房 夫

災害時における応急対策活動に関する協定書

玉名市(以下「甲」という。)と玉名市管工事業協同組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害(以下「災害等」という。)により水道施設等に被害が発生し、甲単独では十分な応急給水及び応急対策活動等(以下「応急対策活動」という。)が実施できない場合において、乙の協力により応急対策活動を円滑に遂行することを目的として、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、十分な応急対策活動の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急対策活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急対策活動の実施に努めるものとする。

(応援の内容)

第2条 甲が実施する応急対策活動に対する乙の応援(以下「応援」という。)内容は、次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 情報収集及び広報活動

(4) 住民の一次避難場所、その他の公共施設等(学校、保健センター)における飲料水等の確保のための応急対策活動

(5) その他必要な活動

(応援要請の手続き)

第3条 甲は、災害等による被害が発生し、甲が実施する応急対策活動について、乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応援を要請することができる。

(応援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、他の業務に優先し、直ちに応援を行うための体制を整え、要請があった人員、資機材等を出動させ、甲が実施する応急対策活動に積極的に協力するものとする。

2 前項により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急対策活動の応援に従事するものとする。

(費用負担)

第5条 乙がこの協定に基づく応援対策活動に要した費用については、協議のうえ、甲が負担するものとする。

(労務補償)

第6条 応援により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙は組合員の労災保険等により補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援のための連絡責任者を定め、災害等が発生したときは、必要な情報を速やかに相互に交換するものとする。

(報告事項)

第8条 乙は、この協定による応援に協力できる人員及び調達可能な資機材等の状況を把握し、甲へ報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細則事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

附則

この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。但し、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月30日

甲 玉名市
代表者 玉名市長 高 寄 哲 哉
乙 熊本県玉名市玉名2042番地2
玉名市管工事業協同組合
理事長 右ノ子 良 治

「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に関する実施細目

玉名市(以下「甲」という。)と社団法人熊本県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)とは、平成21年5月15日に熊本県と乙との間で締結した「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」(以下「基本協定書」という。)に基づき乙が支援活動を実施する際の細目について、次のとおり定める。

(目的)

第1条 基本協定書に基づき、災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この実施細目における定義は、基本協定書第2条のとおりとする。

(連絡窓口)

第3条 この実施細目にかかる甲、乙の連絡の窓口は、次のとおりとする。

(1) 甲の連絡窓口: 玉名市市民生活部環境整備課

(2) 乙の連絡窓口: 社団法人熊本県産業廃棄物協会事務局

(関係機関との連携)

第4条 乙は、平常時の対応は、基本協定書第4条のとおりとする。

(災害協力の要請手続き)

第5条 甲は、基本協定書第5条第1項に基づき、熊本県に対して災害協力の要請を行った場合は、その旨を乙に対して連絡するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書(ファクシミリを含む。)によるものとする。

(確認事項)

第6条 災害廃棄物は、一般廃棄物に該当することを踏まえ、基本協定書に基づき乙が行う支援について、次のとおり確認する。

2 災害対策会議等への参加

甲は、基本協定書第4条に基づき、乙との連携を図るために災害対策会議及び防災訓練への参加を乙へ要請することができるものとする。

3 災害時の応急措置

甲は、基本協定書第6条及び第7条に基づく応急措置を円滑に実施できるよう、その詳細について、事前に甲、乙協議しておくこととする。

4 処理業の許可の取扱い

甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理業許可を要しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。

5 マニフェスト

乙の会員の災害廃棄物の支援活動については、適正処理の確保及び処理実績の確認手段としてマニフェストを使用し、乙はその実績等を取りまとめるうえ、甲へ報告することとする。

6 委託契約、費用

(1) 基本協定書第8条第1項に基づき乙が行った災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとする。

(2) (1)の費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。

7 災害廃棄物の処理作業上の留意事項

(1) 専用ステッカー等の配布及び災害状況の報告

甲は、災害廃棄物処理の支援時に収集運搬車や重機等が明確に識別できるよう、専用ステッカー等を乙の会員へ配布するものとする。

また、甲は交通網の被災状況等の情報を乙に提供するものとする。

(2) 災害現場及び仮置場での確認・体制

甲は、災害現場及び甲指定の仮置場には、廃棄物の取扱いや管理について指示を行うため、甲の職員を派遣するものとする。

(3) 仮置場の選定

ア 甲は、災害廃棄物処理を円滑にするため災害廃棄物の仮置場として、受入れ可能な乙の会員を事前に選定することができる。この場合において、甲は、乙の会員へその仮置場の選定の有無を明確にするため証明書を発行することとする。

イ 甲は、その選定箇所の廃棄物の取扱いや管理のため乙の会員職員の中から仮置場責任者を任命することができる。

8 第三者の過失による賠償・補償

基本協定書第6条、第7条に基づく乙の会員の支援活動等の際に第三者の過失による事故が発生し、乙の会員に被害が生じた場合、その原因者に賠償・補償を求めることとする。

9 処理方法等への提案、助言

乙は、甲からの要請に基づき、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理方法等への提案、助言ができるものとする。

(疑義)

第7条 この実施細目に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第8条 この実施細目は、平成23年3月30日から適用する。

この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成23年3月30日

甲 玉名市
代表者 玉名市長 高 崙 哲 哉

乙 熊本県熊本市新南部2丁目1番113号
社団法人 熊本県産業廃棄物協会
会長 大 野 羊 逸

災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書

玉名市（以下「甲」という。）と公益社団法人熊本県トラック協会（以下「乙」という。）は、地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における（以下「災害時」という。）物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。なお、この協定の締結にあたり、荒尾・玉名地域の防災・危機管理等の業務を行う熊本県北広域本部玉名地域振興局を立会人とする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の物資等の緊急輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 玉名市地域防災計画に基づき、玉名市災害対策本部が設置される状況下での災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急処理事態に係る被災
- (3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（協力要請）

第3条 甲は災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対して、事業用車両等による緊急輸送を要請することができるものとし、乙は、輸送事業者等の生命に危険を及ぼす等の特別の理由がない限り、これに協力し、運送事業者通常業務に優先して行うものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第1号）をもって業務の内容、期間等を明記して行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を交付するものとする。

3 乙は、前項からの協力要請を受けて、乙の構成員（以下「会員」という。）であり、荒尾・玉名地域に事業所を有する会員で構成する熊本県トラック協会玉名支部（以下「玉名支部」という。）に対して物資等の緊急輸送を文書（様式1の2号）により速やかに通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに玉名支部に対し文書を交付するものとする。

なお、連絡先窓口（担当者）及び電話番号等については、甲乙双方が別表1の様式により状況について、事前に調整し連絡すること。

（業務の内容）

第4条 本協定により甲が乙に対し協力等を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 瓦礫の輸送など甲が必要とする応急対策業務
- (4) 物流専門家によるアドバイザー業務

（業務報告）

第5条 玉名支部は、第3条の規定により第4条の業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに文書（様式第2の2号）により乙に対し業務実施内容を報告するものとする。報告を受けた乙は、その業務実施内容を速やかに文書（様式第2号）により甲に対し報告する。

(事故等)

第6条 乙の提供した事業用車両が故障その他の理由により物資等の緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用車両を交換してその輸送を継続しなければならないものとする。

2 乙の輸送の依頼を受けた乙の会員である一般貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）は、提供した事業用車両等の運行に際し、傷病又は死亡事故等が発生したときは、乙を経由して甲に対して速やかにその事故等の状況を文書（様式第3号）により報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 第3条の規定による甲からの要請に基づき、乙が事業用車両等の提供に要した費用である第4条第1号から第3号までに規定する運賃、作業にかかる人件費、有料道路通行料、駐車場使用等の実費負担額については、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生前に貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条の2の規定により、運送事業者が届け出た運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して決定するものとする。

3 第4条第4号の物流専門家の派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について運送事業者からの物資等の緊急輸送に係る請求（様式第4号の1及び様式第4号の2）により甲に請求し、甲は運送事業者の請求（様式第5号）に基づき、速やかに乙の依頼を受けた運送事業者に対して費用の支払いをするものとする。

(補償)

第9条 甲は、第3条の規定による甲からの要請に基づき緊急輸送に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）、その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては玉名市総務課長、乙においては、公益社団法人熊本県トラック協会事務局長とする。

(協議)

第11条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は平成26年9月29日からその効力を有するものとし、甲乙双方、あるいは甲又は乙のいずれか一方からの文書による終了の通知がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・立会人各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年9月29日

甲 熊本県玉名市繁根木163
玉名市

市長 高 寄 哲 哉

乙 熊本県熊本市東区東町4丁目6番2号
公益社団法人 熊本県トラック協会
会長 岩 下 哲 三

立会人 熊本県玉名市岩崎1004-1
熊本県県北広域本部
玉名地域振興局

局長 森 永 政 英

玉名市と玉名市社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

玉名市（以下「甲」という。）と社会福祉法人玉名市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、玉名市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）に、迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、甲と乙が相互に連携してボランティア活動を行う団体、又は個人を支援するためセンターを設置し、被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。

（センターの設置）

第2条 甲は乙と協議し、災害発生時の被災地において、ボランティア活動に円滑な救援活動を実施する必要があると認められるときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。

3 乙は甲と協議し、著しく被害を受けた地域に、センターの現地事務所を設置する必要があると認められるときは、甲に現地事務所の設置を要請することができる。

4 甲は、乙から前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を検討し、乙に提供するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち救援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲は、これに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

（連携及び協力）

第4条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に関して相互に、協力するものとする。

2 甲は、乙との連携を図るため、甲に担当職員を配置して連絡調整を行うものとする。

（センターの運営）

第5条 センターの運営は乙が行うものとする。

2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙は、確保した人員では不足すると判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請することができる。

3 甲は、前項に規定する要請を受けた場合には、乙に対して必要な人員を確保するものとする。

（被災状況等の情報提供）

第6条 甲は、乙が被災状況等の情報を求めた場合には、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。

（資機材等の確保）

第7条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

（救援物資の提供）

第8条 甲は、救援物資のうち、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの運営に関して次に掲げる費用については、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の

定めがある場合には、その定めによるものとする。

- (1) 救援資機材等の購入に要する費用
- (2) ボランティア活動保険の保険料
- (3) その他、甲がセンターの運営に特に必要と認める費用

2 第1項の費用について、甲以外の関係機関等からの助成や現物給付等を受けることができる場合は、同項の規定にかかわらずこれを充当するものとし、その差額を差し引いた費用について甲が負担するものとする。

(負傷及び事故の補償について)

第10条 救援活動に参加したボランティアの負傷又はボランティアによる事故については、ボランティア自身が加入するボランティア活動保険の補償によるものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、被災地域の自治会や関係機関等の意見を聴き、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期限までに双方より申し出がないときは継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定の定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年12月26日

甲 玉名市

代表者 玉名市長 高 寄 哲 哉

乙 熊本県玉名市岩崎88-4

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会

副会長 松 村 誠 一

災害時における燃料油の供給に関する協定

玉名市（以下「甲」という。）と熊本県石油商業組合有明支部（以下「乙」という。）とは、玉名市内で台風、豪雨、地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、災害応急・復旧対策及び被災者支援の円滑化を図るため、必要となる燃料油の供給について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 玉名市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第2条第1項に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法第23条第1項に定める災害対策本部（以下「本部」という。）が設置され、災害時において燃料油を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の組合員の給油所における燃料油の優先的な供給（以下「優先供給」という。）について協力を要請することができる。

2 優先給油は、次に掲げる車両及び施設等を行うものとする。

- (1) 災害応急・復旧対策上特に重要な施設
- (2) 市内に設置された避難所
- (3) その他、甲が指定する車両及び施設等

3 第1項に規定する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後に文書を発することができる。

（協力実施）

第2条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲内において優先供給を行うものとする。この場合において、乙は、可能な範囲内において、甲の指定する場所に燃料油を運搬し、甲の指定する者に納入するものとする。

2 甲は、要請に当たり、協力を要する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

（費用負担）

第3条 前2条の規定により乙が供給した燃料油の対価及び運搬等の費用については、当該燃料の供給を受けた者が負担するものとする。この場合において、当該燃料油の対価及び費用については、災害時直前における甲乙間の契約単価を基準とする。

（情報交換）

第4条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（実施細目）

第5条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、別に定めるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

（適用）

第7条 この協定の効力は、この協定の締結日から1年間とし、終了の1か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間同一の条件をもって更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年2月16日

甲 玉名市
代表者 玉名市長 高 寄 哲 哉

乙 熊本県石油商業組合 有明支部
支 部 長 野 中 一 英

災害時における緊急対応活動に関する協定書

玉名市（以下「甲」という。）と九州綜合サービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動を実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害時、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙との協力による、速やかな情報提供及び救援物資の提供について必要な事項を定める。

（緊急対策活動の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する緊急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）甲が管理する公共施設及び道路・河川等の被害情報の収集及び甲に対する報告
- （2）緊急時における炊飯調理作業等の協力（委託業務外を前提とする。）
- （3）災害発生時における米120kg（500人分）の無償提供

（協力要請）

第3条 甲は、前条の応急対応を実施する必要があると認めるときは、緊急活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急活動の実施を要請するものとする。ただし、書面により要請するいとまがない場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、これに協力するものとする。

（緊急対策活動経費）

第4条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の定めた基準に従い算出した額を基に、甲乙が協議して定めるものとする。

（第三者に対する損害）

第5条 応急対策活動の実施に伴い、乙が甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙が協議したその賠償をするものとする。

（連絡体制の確立）

第6条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、連絡体制の確立を図るものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては防災安全課長、乙においては代表取締役をもって充てる。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月16日

甲 玉名市

代表者 玉名市長 高 崙 哲 哉

乙 熊本県熊本市中央区大江6-24-19

九州綜合サービス株式会社

代表取締役 尾池 千佳子

災害時における救援物資供給に関する協定書

玉名市（以下「甲」という。）と株式会社マルエイ（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、乙が調達可能な物資（食料品及び生活雑貨等）とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 玉名市

代表者 玉名市長 高寄 哲哉

乙 熊本県玉名市松木11番地3

株式会社 マルエイ

代表取締役 島本 和幸

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

玉名市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所、回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」により甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者通知書」により相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 玉名市

代表者 玉名市長 高 寄 哲 哉

乙 熊本県熊本市中央区桜町3番1号
西日本電信電話株式会社 熊本支店

支店長 上 山 圭 司

災害発生時における玉名市と玉名市内郵便局の協力に関する協定

熊本県玉名市(以下「甲」という。)と玉名市内郵便局(以下「乙」という。)は、玉名市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、玉名市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 玉名市総務部防災安全課長

乙 日本郵便株式会社 玉名築山郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(災害時における玉名市内郵便局と玉名市との間の相互協力に関する覚書の廃止)

第9条 甲及び乙が平成11年8月20日に締結した「災害時における玉名市内郵便局と玉名市との間の相互協力に関する覚書」については、本協定の締結をもって廃止する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成29年3月22日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 玉名市

代表者 玉名市長 高 寄 哲 哉

印

乙 住所 熊本県玉名市山田2148-1

玉名市内郵便局(別表のとおり)

代表 玉名築山郵便局長

浦 田 俊 和

印

災害時における物資供給に関する協定書

玉名市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、原則として甲が災害対策本部を設置したとき。
- (2) 甲以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請するいとまがない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、乙の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行ういとまがない場合は、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては玉名市総務部防災安全課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部又はホームプラザナフコ玉名店とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成29年12月11日

甲 熊本県玉名市岩崎163
玉名市代表者
玉名市長 藏原 隆浩 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役社長 石田 卓己 印

災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書

玉名市（以下「甲」という。）と熊本県立玉名高等学校・玉名高等学校附属中学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において甲が玉名市地域防災計画に基づき設置する指定避難所（指定緊急避難所を含む。以下「避難所等」という。）として学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（校長との覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を避難所等として利用することについて、乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する避難所開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

（設置運営）

第3条 避難所等の設置運営にあたっては、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務を妨げない範囲で、甲を支援するものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。

4 甲は、避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

（設置の期間）

第4条 避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学

校施設の避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を避難所等として利用する場合は、校長は地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例(昭和39年条例第23号)第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又は、この協定に定めがない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月9日

(甲) 熊本県玉名市岩崎163番地
玉名市
代表者 玉名市長 藏原 隆浩

(乙) 熊本県玉名市中1853番地
玉名高等学校
玉名高等学校附属中学校
校長 月井 雅晴

災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書

玉名市（以下「甲」という。）と熊本県立北稜高等学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において甲が玉名市地域防災計画に基づき設置する指定避難所（指定緊急避難所を含む。以下「避難所等」という。）として学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（校長との覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を避難所等として利用することについて、乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

（1）受入人数の目安に係る事項

（2）災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項

（3）他機関との連携、移送に係る事項

（4）利用できる施設の範囲に係る事項

（5）次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項

（6）甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項

（7）甲が実施する避難所開設等訓練及び研修に係る事項

（8）第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項

（9）第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項

（10）その他必要な事項

（設置運営）

第3条 避難所等の設置運営にあたっては、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務を妨げない範囲で、甲を支援するものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。

4 甲は、避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

（設置の期間）

第4条 避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学

校施設の避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を避難所等として利用する場合は、校長は地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例（昭和39年条例第23号）第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又は、この協定に定めがない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月9日

(甲) 熊本県玉名市岩崎163番地
玉名市
代表者 玉名市長 藏原 隆浩

(乙) 熊本県玉名市立願寺247番地
熊本県立北稜高等学校
校長 竹下 昇志

災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書

玉名市（以下「甲」という。）と玉名工業高等学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において甲が玉名市地域防災計画に基づき設置する指定避難所（指定緊急避難所を含む。以下「避難所等」という。）として学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（校長との覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を避難所等として利用することについて、乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に關しての意思決定の方法等、甲において行う避難所等設置運営に關するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する避難所開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

（設置運営）

第3条 避難所等の設置運営にあたっては、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務を妨げない範囲で、甲を支援するものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。

4 甲は、避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

（設置の期間）

第4条 避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学校施設の避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を避難所等として利用する場合は、校長は地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例(昭和39年条例第23号)第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又は、この協定に定めがない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月9日

(甲) 熊本県玉名市岩崎163番地
玉名市
代表者 玉名市長 藏原 隆浩

(乙) 熊本県玉名市岱明町下前原368
熊本県立玉名工業高等学校
校長 馬場崎 慎一

災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書

玉名市（以下「甲」という。）と玉名女子高等学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において甲が玉名市地域防災計画に基づき設置する指定避難所（指定緊急避難所を含む。以下「避難所等」という。）として学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（校長との覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を避難所等として利用することについて、乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する避難所開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

（設置運営）

第3条 避難所等の設置運営にあたっては、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務を妨げない範囲で、甲を支援するものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。

4 甲は、避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して、使用許可申請を行い、乙は授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

（設置の期間）

第4条 避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合に

において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学校施設の避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を避難所等として利用する場合は、乙に対して、使用許可申請を行い、乙は授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとし、この場合の使用料は無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又は、この協定に定めがない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月9日

(甲) 熊本県玉名市岩崎163番地
玉名市
代表者 玉名市長 藏原 隆浩

(乙) 熊本県玉名市岩崎1061番地
玉名女子高等学校
校長 森塚 利徳

災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書

玉名市（以下「甲」という。）と専修大学玉名高等学校（以下「乙」という。）とは、災害の発生時において甲が玉名市地域防災計画に基づき設置する指定避難所（指定緊急避難所を含む。以下「避難所等」という。）として学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（校長との覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を避難所等として利用することについて、乙の校長（以下「校長」という。）と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する避難所開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

（設置運営）

第3条 避難所等の設置運営にあたっては、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務を妨げない範囲で、甲を支援するものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。

4 甲は、避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要施設を設ける場合は、乙に対して、目的外使用許可申請書を提出し、授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

（設置の期間）

第4条 避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学

校施設の避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を避難所等として利用する場合は、校長は目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又は、この協定に定めがない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月9日

(甲) 熊本県玉名市岩崎163番地
玉名市
代表者 玉名市長 藏原 隆浩

(乙) 熊本県玉名市岱明町野口1046番地
専修大学玉名高等学校
校長 松野 孝則

見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

玉名市（以下「甲」という。）と生活協同組合くまもと（以下「乙」という。）は、乙が実施する玉名市見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲は乙の協力のもと、地域住民の安否及び異変の早期発見、並びに早期対応に向けた見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安全・安心して暮らせる地域を実現する事を目的とする。また、災害時における応急生活物資供給等に関する甲と乙の相互の協力について、必要な事項を定めるものとする。

【見守り活動に関する項目】

（見守り活動の実施等）

第2条 乙は、業務活動の中で地域住民の異変や生活上の支障等に気づいた場合、その情報を甲に連絡するものとする。

2 乙は、道路の異常や不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合、その情報を甲に連絡するものとする。

3 乙は、地域住民の安全保護の上で緊急を要すると判断した場合は、直接消防署及び警察署に通報を行うものとする。

4 乙は、乙の職員又は組合員に対して、この協定の趣旨を周知し、見守り活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

5 甲は、乙からの情報又は通報を受けたときは、延滞なく、関係機関と連携して必要な対応を行うとともに、その結果を乙に連絡するものとする。

（個人情報の保護）

第3条 乙は、本協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他人に漏らしてはならない。また、この協定を解除した後においても同様とする。

（免責事項）

第4条 乙は、連絡又は通報に過誤があった場合及び連絡又は通報を行うことができなかった場合であっても、甲からその責任を問われることはないものとする。

【災害時における応急生活物資供給等の協力に関する項目】

（協力の内容）

第5条 甲の管内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して、物資の提供について要請することができ、乙は甲から要請を受けた時は、乙が保有する応急生活物資を、積極的に甲に提供するよう協力を努めるものとし、必要に応じて物資の調達、安定供給に努めるものとする。

2 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、状況により異なるが、乙が保有する物資とする。

（要請の手続き等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要す

る時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、原則として甲又は乙が指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第5条及び前条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 引き渡し前に生じた物資の亡失、毀損等は乙の負担とする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は、災害時において、住民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の生活物資の価格及び供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して住民に対し迅速且つ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定めるもののほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他法令を遵守するものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末日までとし、甲乙いずれからも期間満了の一月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容を一年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月22日

甲 玉名市

代表者 玉名市長 藏原 隆浩

乙 生活協同組合くまもと

水俣市古賀町1丁目1番1号

代表理事理事長 吉永 章

行方不明高齢者等捜索活動の協力に関する協定

玉名市（以下「甲」という。）と荒・玉地区社会福祉施設連絡協議会（以下「乙」という。）とは、認知症等を原因として行方不明になる高齢者等（以下「行方不明高齢者等」という。）が増加しつつある現状を踏まえ、所轄警察署からの捜索依頼に基づく行方不明高齢者等の捜索活動の実施に当たって、甲及び乙が協力して取り組む事柄について次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、行方不明高齢者等の早期発見を図り、安全で安心なまちづくりに寄与するため、行方不明高齢者等の事案発生時において、甲及び乙が必要な情報の共有を図るとともに、相互連携を推進するために必要な事項を定めるものとする。

（情報の提供）

第2条 甲及び乙は、行方不明高齢者等の情報提供に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 甲は、行方不明高齢者等の家族その他の関係者（以下「家族等関係者」という。）から甲に捜索の依頼があったときは、甲が当該家族等関係者に代わり、乙に対して依頼すること。
- (2) 乙は、家族等関係者から乙に捜索の依頼があったときは、当該家族等関係者の同意を得たうえで、速やかに甲に対し、依頼のあった事実と当該行方不明高齢者等に係る情報を提供し、かつ、甲に対して情報提供の依頼を行うことができる。
- (3) 甲及び乙が捜索活動を実施するに当たり、甲及び乙は、当該行方不明高齢者等に関してそれぞれが保有する情報のうち、捜索活動に必要と認められる情報について提供すること。

（提供する情報）

第3条 甲及び乙が行方不明高齢者等に関して相互に提供する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名、住所、性別、生年月日、身体的特徴及び写真
 - (2) 行方不明になった場所、日時、着衣、所持品等
 - (3) 家族等関係者の氏名、住所及び連絡先並びに捜索の依頼又は相談があった日時
 - (4) その他行方不明になった状況又は過去の徘徊の記録等の捜索活動に有用な情報
- （情報提供の方法）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する情報を相互に提供し、及び適切に管理するため、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者又は連絡責任者が指名する者は、前条に規定する情報について最も適切かつ合理的と思料される方法により提供するものとする。

（捜索状況の提供）

第5条 乙は、行方不明高齢者等の捜索に当たっては、捜索の進捗状況等について甲

に情報提供するものとし、行方不明高齢者等を発見した場合には、適切に保護するとともに速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、乙に対し所轄警察等による搜索の進捗状況等について情報提供するものとし、乙以外の搜索により行方不明高齢者等が発見された場合には、速やかに乙に連絡するものとする。

(個人情報保護)

第6条 甲及び乙は、相互に提供された情報について、その秘密を遵守し、かつ、その管理を徹底するものとし、この協定から逸脱した利用をしてはならない。

(説明責任)

第7条 乙の実施する搜索活動に関し、家族等関係者に対する必要な事項の説明は、乙の責任においてこれを実施するものとする。

(関係機関との連携)

第8条 甲は、家族等関係者の承諾を得たうえで、乙以外のもので市と行方不明高齢者等の搜索活動に関する協定を締結している法人その他の搜索活動に資すると認められる関係事業所等(以下「関係機関」という。)に対し、搜索活動に関して必要な連携を行うことができる。

2 前項の連携に際して甲が提供した情報に関する取り扱いは、第6条の規定を準用し、甲が当該関係機関に対してこれを通知するものとする。

(費用等)

第9条 この協定により乙が実施した搜索活動に要する経費については、乙の負担とし、甲及び家族等関係者に対し求償することはできない。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定める事項その他この協定に基づく搜索活動及び情報の提供を円滑に実施するに当たり疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 6 月 5 日

甲 玉名市
代表者 玉名市長 藏原隆浩

乙 荒・玉地区社会福祉施設連絡協議会
代表者 会長 久佐賀 眞理

災害発生時等における大学施設の使用に関する基本協定書

玉名市（以下「甲」という。）と学校法人熊本城北学園（以下「乙」という。）とは、玉名市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所として、災害の発生時等に甲が乙の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合及び災害発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲が乙の施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として使用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定緊急避難場所 災害発生時等に住民がその危険から一時的に逃れるための場所として、甲が指定した避難場所（屋外）をいう。
- (2) 指定避難所 災害発生時等に避難した住民がその危険性及び必要性がなくなるまで必要な期間滞在する場所として、甲が指定した場所（建物）をいう。

第2章 指定緊急避難場所

（指定緊急避難場所の指定）

第3条 甲は、乙の施設のうち多目的グラウンド及び駐車場A（別紙「位置図」のとおり。）を指定緊急避難場所としてあらかじめ指定する。

- 2 甲及び乙は、災害発生時等に指定緊急避難場所へ住民が避難することを妨げないよう努めるものとする。

（指定緊急避難場所としての管理）

第4条 指定緊急避難場所の使用に関する管理は、甲の責任において事故等の未然防止に努めるものとし、乙は、乙の業務に支障のない限り甲に協力するものとする。

- 2 指定緊急避難場所としての使用によって生じた費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、乙が行うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、指定緊急避難場所の施設及び設備等が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

第3章 指定避難所

（指定避難所の指定及び開設）

第5条 甲は、乙の施設のうち3号館健康科学演習室及び体育館（別紙「位置図」のとおり。）を指定避難所としてあらかじめ指定する。

- 2 甲は、災害発生時等において甲が必要と認めたとき、指定避難所を開設する。この場合において、

開設する指定避難所は、前項に掲げるもののうち一方または両方とし、災害の種類や程度によって甲が判断する。

- 3 指定避難所それぞれの入口の開閉については、甲からの連絡を受け、乙の責任において行う。ただし、災害の程度によって緊急に開ける必要があると乙が認める場合には、甲からの連絡がなくても乙の責任において行うことができる。

(設置運営)

第6条 指定避難所の設置運営にあたっては、甲の責任において行うものとする。

- 2 指定避難所の設置運営について甲の要請を受けたとき、乙は、授業及び乙の業務を妨げない範囲で、甲を支援するものとする。
- 3 指定避難所の円滑な運営に資するよう、甲と乙とは、お互いの協議により、指定避難所の開設及び運営に関するマニュアルを整備するものとする。
- 4 甲は、指定避難所の設置運営に必要な日常生活用品及び食料等の物資の備蓄及び調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して書面による申請を行い、乙の許可を得なければならない。

(設置の期間)

第7条 指定避難所の設置の期間（以下「期間」という。）は、当該指定避難所を開設した日から7日を経過する日までとする。ただし、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、指定避難所としての使用を早期に終了するよう努めるものとする。

- 2 甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙の認める範囲で延長できるものとし、前項ただし書きに定める事項についても同様とする。

(使用許可及び費用負担)

第8条 この協定に基づき、甲が指定避難所を開設する場合、甲は、乙に対して書面により申請書を提出し、乙は、特別の場合を除き原則として許可するものとする。この場合の使用料は無償とする。なお、当該申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段により申請し、後に書面により提出することができるものとする。

- 2 指定避難所としての使用によって生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。

(指定避難所の終了及び損害賠償)

第9条 甲は、指定避難所としての使用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けなければならない。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、指定避難所の施設及び設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

第4章 その他

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲、乙いずれから何らの意思表示がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第 11 条 この協定に定める事項その他必要な事項について疑義が生じた場合、又は、この協定に定めがない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 1 0 月 1 5 日

(甲) 玉名市

代表者 玉名市長 藏原 隆浩

(乙) 熊本県玉名市富尾 8 8 8 番地

学校法人 熊本城北学園

代表者 理事長 森 正 臣

災害に係る情報発信等に関する協定

玉名市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、玉名市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、玉名市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ玉名市の行政機能の低下を軽減させるため、玉名市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、玉名市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、玉名市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、玉名市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 玉名市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 玉名市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 玉名市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 玉名市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 玉名市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 玉名市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、玉名市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく玉名市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、玉名市から提供を受ける情報について、玉名市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、玉名市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、玉名市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、玉名市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年9月7日

玉名市：熊本県玉名市岩崎163

玉名市長 藏原隆浩

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎

災害時における物資の供給に関する協定書

玉名市（以下「甲」という。）と株式会社ピカッシュ（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、非常災害時に必要な物資を迅速かつ円滑に甲へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害等）

第2条 この協定の対象となる非常災害とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 玉名市災害対策本部が設置される非常災害
- (2) 前号に掲げるもののほか、乙の協力が必要であると甲が認める場合。

（物資の供給の要請）

第3条 甲は、前条各号のいずれかに該当する場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、社会貢献の一環として、可能な範囲内において、甲に対し、無償で物資の供給を行うものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。ただし、乙は以下に定める物資の全てを在庫することを保証するものではない。

- (1) 衛生用品
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の供給の要請の方法）

第5条 第3条第1項の要請は、物資発注書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第3条第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために必要な措置をとるとともに、その措置の状況を物資等の出荷要請に関する措置報告書により甲に提出するものとする。

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。

2 前項の引渡し場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、第1項の引渡し場所に職員を派遣し、次項の報告事項を確認の上、引き取るものとする。

4 乙は、物資の引渡しの際、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引き渡した物資の品目及び数量

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（免責事項）

第9条 非常災害が広域に発生し、乙が複数の自治体からの物資の供給の要請を受けた場合は、乙は、供給

物資の保管地に関わらず自らの裁量により各自治体への供給数量を決定することができるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自1通を保有する。

令和3年8月10日

甲 玉名市岩崎 163 番地

玉名市長 藏原 隆浩

乙 熊本県菊池郡菊陽町原水 2849 番 1 号

株式会社 ピカッシュ

代表取締役社長 高橋 昌平

B & G財団施設設置自治体の災害時相互応援に関する協定

玉名市 と 南関町 と 長洲町 （以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 1 2 号及び『「B & G 全国サミット」共同宣言 災害時における相互応援』に基づき、協定市町に災害が発生した場合、相互に応援し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、B & G 財団施設設置自治体である協定市町における、災害時の救援・救助等の相互応援を目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第 3 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにこれら供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- （3）救援、救助、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （4）被災者の受入れ及び住宅のあっせん
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第 4 条 応援を要請しようとする市町（以下「被災市町」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、第 9 条に定める連絡担当部局を通じて、電信、電話等により応援の要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人数
- （4）応援集結場所及びその経路
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第 5 条 応援しようとする市町（以下「応援市町」という。）は、その緊急性に鑑み、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時の自主的応援活動）

第 6 条 地震等の大規模な災害において、通信途絶等により被災市町から第 4 条の規定による要請がないときは、応援市町は、速やかにその被災状況について自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市町は、前項の情報収集により被害が甚大であり応援活動をすることが望ましいと判断するときは、要請を待たずに自主的に必要な応援体制等を編成し、応援活動を実施するものとする。

(ボランティアへの支援等)

第7条 応援市町は、被災市町でのボランティア活動を希望する住民に対し、情報を提供する等その活動を支援するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、別に定めるところにより被災市町又は応援市町が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第9条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局及び連絡責任者をそれぞれ定め、災害が発生したときは速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報交換)

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時の活動を通じて交流を行うとともに、前条に定める連絡担当部局を通じて必要な情報を相互に交換し災害時に備えるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、協定市町は署名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和3年8月17日

熊本県玉名市岩崎 163

玉名市長 藏原 隆浩

熊本県玉名郡南関町大字関町 1316

南関町長 佐藤 安彦

熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766

長洲町長 中逸 博光

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

玉名市（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をした場合は、納付書を添え必要数量納入するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働

災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年2月28日

甲 熊本県玉名市岩崎163番地
玉名市長 藏原隆浩

乙 福岡県福岡市博多区中洲中島町2番3号
株式会社グッデイ
代表取締役社長 柳瀬 隆志